

令和5年度 短期大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年1月
長崎短期大学

1

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的	4
基準 2. 内部質保証	6
基準 3. 学生	12
基準 4. 教育課程	34
基準 5. 教員・職員	51
基準 6. 経営・管理と財務	59

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

【建学の精神】

- ・高い知性と豊かな教養
- ・優れた徳性と品格
- ・たくましい意志と健康な身体

本学の母体である学校法人九州文化学園は、昭和 20 年 12 月、「荒廃した戦後の社会の建て直しは、まず教育の再興から」という創立者の強い信念のもと、戦災の傷跡も消えない佐世保の地に、九州文化学院として設立された。この時に創立者が記した三つの建学の精神は、疲弊した往時の世相にあって、これからを生きる若者のあるべき姿を示す教育理想であり、創立者の篤い願いを反映したものであった。

現在、本学園は、地域密着型の私立学校として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院及び 2 つの専門学校を持つ総合学園となり、この建学の精神を基底とする人間教育は、学園全体の教育理念として継承され、教育目的や教育課程の中に具現化されて現在に至っている。

学園初の高等教育機関として昭和 41 年に設立された本学は、時代や地域のニーズに対応した、短期大学としての質の高い教養教育・専門教育・職業教育を行うために、常に教育課程や教育内容の改善を行い、職業人・社会人に必要な知識や技術の確かな伝授と、一人ひとりの学生の生活に対するきめ細やかな支援を通して「高い知性と豊かな教養」「たくましい意志と健康な身体」の涵養に努めている。

さらに、基礎教育科目「茶道文化」を全学必修科目として 2 年間開講し、茶道の精神と作法を実践的に教授するという教育方法を通して、すべての学生が「優れた徳性と品格」を身につけることに努めている。この茶道を通じた人間教育は、建学の精神を具現化するために確立した教育方法であり、本学の教育理念の特色を示すもので、そこには「生徒・学生と共にあり、共に学ぶ」という師弟同行を謳った創立者の建学の精神は教職協働体制として脈々と受け継がれている。

「教育の再興から日本と地域社会の建て直しを行うための、これからのあるべき若者の姿」という創立者の教育理想を表す上述の建学の精神は、「わが国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図る（教育基本法前文より）」や、「職業又は實際生活に必要な能力を育成する（学校教育法第 108 条）」と合致している。また、学則第 1 条では「長崎短期大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養教育を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目的とする」と地域の高等教育機関としての特徴を教育の目的に謳っている。

私立学校としての「不易」は、建学の精神に基づく教育目的を貫くことである。建学の精神と教育目的に沿った教育課程や学生支援が実施されているか確認した上で、時代と共に変化する学生の特性や社会の人材ニーズという「流行」を反映した教育とのバランスが常に求められる。

このため、建学の精神を現代(今)に適合させるための教育改革・改善の方向性について、教授会や自己点検・評価委員会と大学改革・IR 委員会を中心にした各種委員会で定期的に協議することとし、教育の特色の深化を図っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和41年4月1日	九州文化学園短期大学開設
昭和41年4月1日	食物科（定員80人）開設
昭和42年4月1日	食物科入学定員を100人に変更
昭和47年4月1日	幼児教育学科（定員50人）開設
昭和60年4月1日	長崎短期大学と名称変更
平成元年4月1日	英語科（定員80人）開設
平成元年4月1日	専攻科福祉専攻（定員20人）開設
平成元年4月1日	食物科入学定員を80人に変更
平成4年4月1日	食物科定員130人及び英語科150人へ入学定員変更
平成7年4月1日	専攻科英語専攻（定員20人2年）開設
平成8年4月1日	専攻科食物栄養専攻（学位授与機構認定 定員10人2年）開設
平成12年3月31日	専攻科 英語専攻廃止
平成12年4月1日	食物科入学定員を120人に、英語科入学定員を100人に変更
平成12年4月1日	幼児教育学科を保育学科に名称変更
平成12年4月1日	保育学科入学定員を80人に変更
平成14年4月1日	男女共学制とし、食物科を製菓衛生師・調理師養成課程へ変更
平成14年4月1日	入学定員を40人（製菓コース10人・調理コース30人）に変更
平成15年4月1日	食物科入学定員を70人（製菓コース40人・調理コース30人）に変更
平成15年4月1日	英語科入学定員を70人に変更
平成17年3月31日	専攻科食物栄養専攻廃止
平成17年4月1日	保育学科入学定員を100人に変更
平成20年4月1日	専攻科保育専攻（学位授与機構認定・定員10人 2年）開設
平成21年4月1日	食物科入学定員を60人（製菓コース30人・調理コース30人）に変更
平成21年4月1日	英語科定員を80人に変更
平成22年3月31日	専攻科福祉専攻廃止
平成22年4月1日	保育学科を専攻分離し、保育学科保育専攻（入学定員80人）、介護福祉専攻（入学定員20人）に変更
平成25年4月1日	英語科を国際コミュニケーション学科に名称変更
平成26年4月1日	保育学科保育専攻入学定員を100人に変更し、国際コミュニケーション学科入学定員を60人へ変更
平成28年4月1日	食物科に栄養士コース（入学定員40人）を設置
平成28年4月1日	食物科製菓コースの入学定員を20人へ変更
平成29年3月31日	食物科調理コース募集停止
令和2年4月1日	保育学科と地域共生学科の2学科体制にし、地域共生学科内に食物栄養コース、製菓コース、介護福祉コース、国際コミュニケーションコースを設置
令和3年4月1日	地域共生学科食物栄養コースの入学定員を35人へ変更

令和4年3月31日	食物科及び国際コミュニケーション学科廃止
-----------	----------------------

2. 本学の現況

- ・短期大学名 長崎短期大学
- ・所在地 〒858-0925 長崎県佐世保市椎木町 600 番
- ・学科構成

学科等	コース・専攻	入学定員	収容定員
地域共生学科	食物栄養コース	35	70
	製菓コース	20	40
	介護福祉コース	20	40
	国際コミュニケーションコース	60	120
保育学科		100	200
専攻科	保育専攻	10	20

- ・学生数、教員数、職員数

学生数

学科等	コース・専攻	1年次	2年次	計
地域共生学科	食物栄養コース	36	28	64
	製菓コース	16	25	41
	介護福祉コース	13	18	31
	国際コミュニケーションコース	70	72	142
保育学科		77	81	158
専攻科	保育専攻	7	4	11

教員数

学科	教授	准教授	講師	助教	計	助手	非常勤
地域共生学科	5	1	7	7	20	2	38
保育学科	6	3	1	3	13	0	19

職員数

正職員	契約・パート	計
11	9	20

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学内外への周知

・建学の精神は、入学志願者に対しては大学案内やホームページを通じて紹介している。また、入学者や保護者等に対しては、入学式や新入生オリエンテーション、全学共通科目である「大学教育入門」の中で詳細な説明を行っている。教職員には、新任教職員研修の中で理事長や学長から学園の沿革史とともに伝えている。さらに、茶道大会や各学科の学修成果の報告会等の年次行事を通じて、学内外に周知している。

② 中期的な計画への反映

・令和 3 年度から令和 7 年度（5 ヶ年）の中期計画の冒頭において、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」を掲げている。さらに、重点戦略 I では「建学の精神・理念に基づく人財養成と内部質保証の担保」をテーマとして設定し、達成目標である「①建学の精神の教職員への浸透と共有、尊重する風土の形成」「②建学の精神に基づく人的資源の確保・育成」「③本学園の教育について内部質保証のできる組織の形成」を目指す。

（「学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3 年度～令和 7 年度」より抜粋）

《長崎短期大学》

① 建学の理念・精神・校訓、教育目的等

建学の精神	<ul style="list-style-type: none"> ・高い知性と豊かな教養 ・優れた徳性と品格 ・たくましい意志と健康な身体
3 つの未来宣言 (スローガン)	<ul style="list-style-type: none"> ・Students First いつも「学生」のために ・With Community 「地域」と共に これまでも これからも ・Think Global 「国際化」を引き寄せて
教育目標	<p>本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養教育を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人を育成することを目的とする。</p>

③ 三つのポリシーへの反映

・長崎短期大学学則第 1 条に基づき、その教育の目的を達成するためにディプロマ・ポリシーを設定している。卒業までに学生が身につける 5 つの力は本学の人材育成の到達目標として定められており、これらは建学の精神と連動している。到達目標は「～できる」「～を身につける」という表記を用いて明確に示し、学修成果及びディプロマ・ポリシ

ーとして、内外に対して表明している。

建学の精神	到達目標（5つの力）
高い知性と豊かな教養	確かな専門的知識や技能 課題解決能力
優れた徳性と品格	心豊かな人間力
たくましい意志と健康な身体	コミュニケーション能力 主体的に学ぶ力

- ・地域社会の発展に寄与する豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目指す本学のディプロマ・ポリシーに基づき、学修成果を達成するためにカリキュラム・ポリシーを設定し、体系的かつ系統的な教育課程を編成・実施している。本学の教育理念や教育目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針に定める人材を育成するため、教育課程編成・実施の方針に則ってアドミッション・ポリシーを設定し、入学者の適切な選抜を実施している。

④ 教育研究組織の構成との整合性

- ・大学・学科・コースの教育目的を達成するため、短期大学設置基準及び各種養成施設（学校）指定基準を満たす教育職員を適切に配置している。また、毎年度策定している長崎短期大学研究体制の整備に関する学内計画では多様な人材の活用を目指し、若手（40歳以下30%以上）、女性（50%以上）、外国人（7%以上）の比率を定めている。

⑤ 変化への対応

- ・長崎短期大学運営会議規則の審議事項を規定した第5条において、第2号「本学の組織、運営の基本方針に関する事項」及び第3号「全学的な教育目標、計画の策定に関する事項」を明示しており、必要に応じて組織・運営方針の見直しや、見直しに応じた教育目標、計画の策定を行っている。これにより、時代の変化に対応できる体制が整備されている。
- ・毎年度作成する中期計画に基づく事業計画は、現状分析に基づき策定しており、社会情勢等の変化に対応した大学運営を行っている。
- ・平成14（2002）年に男女共学化を導入し、令和2（2020）年に地域共生学科を改組により設置する等、時代の変化に対応した措置を講じている。

[基準1の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・使命・目的及び教育研究上の目的は、学校法人九州文化学園の建学の精神を基盤として、長崎短期大学の教育目的に具体的に明文化し、社会に広く表明している。また、学科の教育目的、専攻科の設置目的を明確に設定し、個性・特色も明示している。さらに、組織や運営方針の定期的な見直しを通じて、時代の変化に対応できる体制を構築している。
- ・使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の支持と理解を得ており、ホームページ等を通じて学内外に周知している。また、これらは中期計画や三つのポリシーにも反映し、教育研究組織の構成との整合性を確保している。
- ・使命・目的及び教育研究上の目的を入学後に明確に伝え、学生の意識を高める機会を設けている。具体的には、新入生オリエンテーションに加え、全学共通科目である「大学教育入門」においてもこれらの目的を学生に伝え、周知を図っている。これにより、学生が大学での学びの意義を認識し、学びの姿勢を確立することを促進している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・使命・目的及び教育研究上の目的は広く周知されているが、学内外でどの程度理解されているかは明確ではない。学生への伝達は入学当初に集中しており、その後、学生がど

の程度理解を保持しているかの確認ができていない。

- ・また、時代の変化に伴い、本学に求められることも変化しており、教育目的が地域社会のニーズに適合しているかを検証することが重要である。この検証を通じて、教育目的の再確認と必要に応じた見直しを行い、より効果的な教育の実現を目指すべきである。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・学生に対しては、在学中に建学の精神をはじめとする本学の使命・目的及び教育研究上の目的を繰り返し伝える機会を設け、学生の理解度の向上を目指す。
- ・地域社会のニーズを的確に捉え、本学が地域に必要とされ続けるために、各種アンケート調査結果や外部からの評価を活用し、教育目的の再確認と必要に応じた見直しを行える体制づくりを検討する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

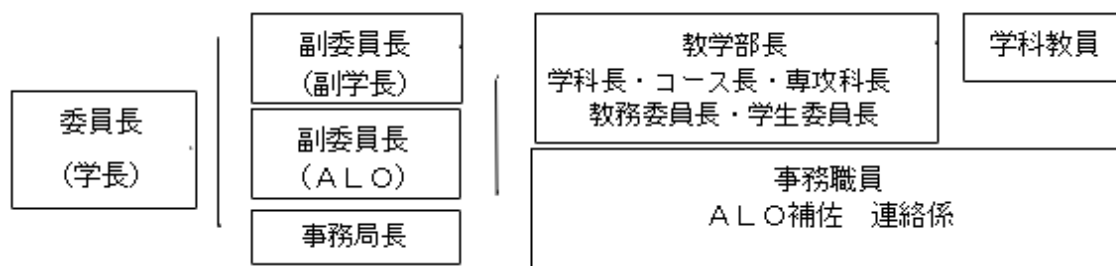
(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ・本学では、教育の質を保証し、さらなる向上と充実を図るためにアセスメント・ポリシーを策定している。このポリシーに基づき、設定、実施、点検・評価のサイクルを学内に定着させることによって、教育の改革及び改善に繋げている。
- ・長崎短期大学学則第 1 条の 3 において、自己評価に関する規定を設けており、自己点検・評価委員会規程を整備している（平成 9 年から平成 29 年までは点検・評価規程）。委員会の構成員は、学長、副学長、教学部長、ALO、教務委員長、学生委員長、学科長、専攻科長、コース長、事務局長、その他、学長が必要と認める教職員である。学長は自己点検・評価委員会の委員長を務め、自己点検・評価委員会が中心となって点検・評価を実施し、その結果をもとに改革・改善を進め、内部質保証を推進している。



2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

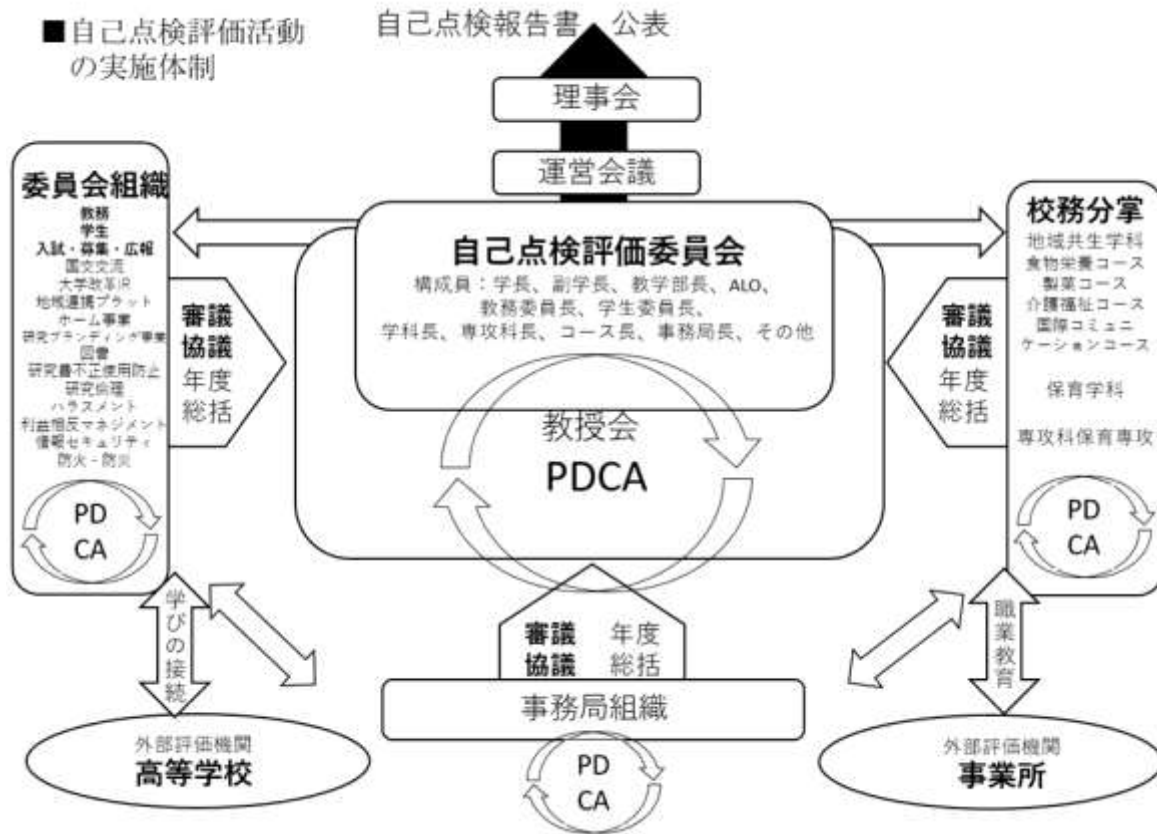
(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・長崎短期大学学則第1条の3において、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表することが規定されており、毎年自己点検・評価を実施し、報告書を取りまとめている。
- ・本学では以下の実施体制によって自己点検・評価活動に取り組んでいる。



- ・すべての委員会組織及び学科をはじめとする教育活動組織の校務分掌は、PDCAサイクルを用いた自己点検・評価の機能を内包している。また、これらの組織は年度末の教授会（納めの会）において、それぞれの総括を発表し、次年度の改善に資するよう努めている。
- ・自己点検・評価委員会の活動内容は、学科等会議や事務局内の会議で教職員に周知されており、すべての教員及び事務職員は、何らかの委員会組織、学科をはじめとする教育活動組織、ならびに校務分掌や事務局組織に所属し、それぞれの自己点検・評価活動に従事している。
- ・学科、コース及び専攻科、各種委員会や事務局組織で行った自己点検・評価の結果は、毎年の自己点検報告書に記録し、評価結果を教育の改善に活用する流れを作っている。各年度の自己点検評価報告書は、学長及び教授会の承認を経て、ホームページで公表している。

② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・大学改革・IR委員会では、本学の教学改革に関する事項について協議・検討し、改革を推進することを目的としてIRに関する活動を行っている。学生の自己評価及び授業アンケートの結果は大学改革・IR委員会で分析し、その結果は運営会議及び教授会に報告し、各学科・コース・専攻科で共有することで、授業改善に努めている。
- ・教務委員会では本学の教務に関する事項について協議・検討し、教育課程の改善と充実

を図ることを目的として授業評価の実施に関する事項を行っている。

- ・内部質保証の一環として、ディプロマ・ポリシー到達度調査を学期ごとに実施し、カリキュラムとディプロマ・ポリシーの整合性を確認する資料として活用している。この調査は学期ごとに実施され、卒業までに計4回行われる結果を通じて、学生の成長を可視化することが可能である。調査結果は大学改革・IR委員会で分析し、運営会議や教授会に報告した後、各学科・コース・専攻科において必要に応じて、3ポリシーの見直しに活用されている。
- ・授業については、学生による授業の自己評価とアンケート、ならびに公開授業を前期及び後期に実施し、点検・評価を行っている。授業の自己評価とアンケートはすべての科目を対象に実施し、その結果は学科・コース・専攻科・学年ごとに集計してホームページで公開している。集計結果を基に、教員はティーチングポートフォリオの要素を取り入れた教育業績書を毎年作成しており、他者評価である授業の自己評価とアンケート結果の考察に加え、教育理念、教育の責務等を記載したものを公開している。
- ・コンソーシアム九州で実施している共通調査には、1年次対象の在学生調査と2年次対象の在学生卒業時調査がある。いずれも年度末に実施され、結果は大学改革・IR委員会で分析し、運営会議及び教授会に報告した後、学科・コース・専攻科の教育改善に資するデータとして提供している。
- ・学修行動調査は、学生の主体的な学修を促進する教育課程が実施されているか、また卒業・修了時まで教育目標に沿った成果が上がっているかを検証することを目的として実施している。その結果は教育課程や授業の改善に資するものであり、調査結果は大学改革・IR委員会で分析された後、運営会議及び教授会に報告され、各学科・コース・専攻科の教育課程の検証に活用している。
- ・令和4年度は西九州大学短期大学部と、令和5年度は別府大学短期大学部と授業アンケートに関する自己点検評価の相互評価を行った。これらの取り組みは、「私立大学総合改革支援事業タイプ1（1教育の質の保障②IR機能の強化）」に向けた取り組みの一環として大学間で連携して教育の質保証に繋げるIR機能強化を目的として実施したものであり、その結果は本学の大学改革・IR委員会へ報告するとともに、ホームページで公開している。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学生の意見・要望の把握・分析と結果の活用

- ・学生の意見・要望の把握は、各種アンケートやクラスアドバイザーによる面談、オフィスアワー、事務局窓口（学生支援課等）での相談、保健室、学生相談室（カウンセラー）等、複数の機会を設けて実施している。
- ・授業の自己評価とアンケート、在学生調査（1年生）、在学生卒業時調査（2年生）、学修行動調査に関しては、大学改革・IR委員会で調査結果を集計後、分析を行い、各学科、コース、専攻科で情報の共有と課題抽出の検討を依頼している。その後、検討結果を基に課題を明確化し、改善に努めている。
- ・学修環境に関する意見・要望の把握は、授業の自己評価及びアンケートを通じて行って

いる。具体的には、「質問 14：教室（広さ・配置）や実習設備・器具等の学修環境は適切でしたか」という質問を設けており、この質問は「不適切」から「とても適切」の 5 段階評価で実施している。そのため、個別かつ具体的な意見や要望については、自由記述欄に学修環境に関する記述があれば、それを抽出し、該当部所で検討を行い、必要に応じて改善を図ることとしている。

- ・主にクラスアドバイザーが行う学生面談で、大学に対する意見・要望を汲みとるようにしている。その結果は、学科・コース会議等で共有し学修支援の指針としている。
- ・毎年年度末に、各学科・コース・専攻科の代表者を対象に三つのポリシー評価を実施している。その際、学修環境に関する要望についても聞き取り、ポリシーの改善と併せて、環境の見直しや改善に活かしている。
- ・入学手続き時に保健調査票を提出させ、記載内容の確認が必要な場合は、入学予定者本人又は保護者等から聞き取り調査を行っている。さらに、詳細な調査が必要な場合は対面で聞き取り（令和 5 年度は 9 人）を行っている。また、本人等から了解が得られた情報開示範囲に対し情報の共有を行い入学後の支援に繋げている。
- ・入学後のオリエンテーション期間に実施している UPI（University Personality Inventory）調査は、外部機関に集計・分析を委託し、スクリーニングされた学生に対して保健室からその結果を伝え、本人の要望があればカウンセリングに繋ぎ、学生支援を行っている。令和 5 年度の面談者数は 26 人であった。
- ・各種奨学金については、入学者オリエンテーション等で説明を行い、経済的理由で休学・退学を余儀なくされる学生が発生しないよう努めている。また、クラスアドバイザーが行う学生面談でも経済的支援に関する意見・要望を吸い上げ、学科・コース会議等で共有している。
- ・特に介護福祉コースの留学生向けに、福祉施設との契約に基づき、修学支援のための貸付制度を導入している。令和 5 年度は 5 か所の施設から 14 人の学生が貸付を受けている。

② 学外関係者の意見・要望の把握・分析と結果の活用

- ・毎年、年度末に卒業生（概ね卒後 3 年以内）及び就職先に対し、ヒアリング調査を行っている。その結果は、大学改革 IR 委員会、運営会議を経て教授会で学内に周知し、学科等会議のカリキュラム検討資料として活用している。
- ・同時に、卒業生による短大での学びの評価及び就職先による三つのポリシーの外部評価を行い、本学の人材養成が地域社会の要請に応えられているかを定期的に点検している。
- ・各学科、コース、専攻科では、毎年保護者会を対面及び Web 上で開催し、保護者との個別面談等を通じて意見や要望を把握し、学科運営等に反映させている。
- ・九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業推進協議会の子ども育成ワーキンググループの責任校として、長崎県及び佐賀県の大学・短期大学、自治体、経済産業界が連携し、地域の意見・要望を把握し、連携事業を推進している。
- ・入試・募集・広報委員会は、入試募集・広報活動の一環として企画する入試説明会、オープンキャンパス、職業分野に関する高等学校への出前授業の中で、高校生、保護者、高等学校教諭等からの意見を、聞き取りやアンケート調査によって収集し、教育の改善に繋げている。特に、毎年入学者の 2 割程度を占める学園内の高等学校（九州文化学園高等学校）とは、教員の授業への派遣や進学主任等との意見交換を定期的に行っている。また、県内のその他の高等学校（佐世保中央、川棚、清峰）とも入学前の意見交換を実施し、教育活動及び学生支援体制を整えている。

③ 内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・三つのポリシーを起点とした内部質保証は、アセスメント・ポリシーに基づき、機関レ

ベル、教育課程レベル、学生個人レベルで学修成果の評価を実施し、改善向上に反映している。

- ・中期計画策定にあたっては「中期計画策定要領」に従い、理事長示達の方針、取り組むべき事項、留意点、目指すべき人材像等を考慮して策定することとしている。特に、認証評価等の結果を踏まえて学内外の環境の変化を予測し、適切な中期計画を検討・策定すること、ガバナンス・コードとの整合性に留意することが明示されており、点検・評価等の内容と結果を反映する仕組みが定められている。また、各年度の事業計画は中期計画を踏まえ、前年度の事業報告を基に策定し、PDCA サイクルを循環させている。
- ・すべての委員会組織と学科をはじめとする教育活動組織の校務分掌は、PDCA サイクルを用いた自己点検・評価の機能を内包している。また、これらの組織は年度末の教授会（納めの会）において、それぞれ総括し、次年度の改善に資するよう努めている。
- ・自己点検・評価、認証評価等の結果は積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力している。結果はホームページに掲載しているが、今後も学生や関係者の理解を深めるため、公表方法に関する工夫が必要である。

[基準 2 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・本学では、在学生に対して「授業アンケート・自己評価」、「在学生調査（1年生対象）」、「卒業時調査（2年生対象）」、「学修行動調査」を実施しており、これらのデータを教育課程の検証や授業改善に活用し、学生の現状を把握している。
- ・三つのポリシーの検証のために、在学生を対象とした「ディプロマ・ポリシー到達調査」や卒業生及び就職先を対象とした「外部評価」を実施し、本学の教育の質の保証に向けた点検・分析を自己点検評価委員会や大学改革 IR 委員会を中心に取り組んでいる。
- ・アセスメント・ポリシーの正当性、利便性、有効性の点検については、査定結果の分析を自己点検・評価委員会や大学改革・IR 委員会で行い、その結果を教育の改革・改善に繋げている。さらに、年度末には卒業生による短大での学びの評価や、就職先による三つのポリシーの外部評価を実施し、内容の検討を行い、具体的な改善に活用している。これらの評価を通じて、本学の人材養成が地域・社会の要請に答えているかを定期的に点検している。
- ・毎年度末の納めの会において、全学科コース・専攻科及び全委員会からの活動報告を行い今後に向けた検討事項を全教職員で共有することで、学科や委員会だけでなく、全学的に課題を共有し、改善に向けた取り組みになっている。
- ・令和 5 年度私立大学総合改革支援事業において「タイプ 1：特色ある教育の展開」「タイプ 3：地域社会の発展への貢献（プラットフォーム型）」に選定されている。応募にあたっては、本学の教育機能の現状と課題を見直し、「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育むために、特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献などを全学的・組織的に取り組んだ。チェンジするプロセスから学ぶことが多く、結果として学生に対する教育効果の向上を促進することができた。
- ・同学園系列の九州文化学園高等学校だけでなく、近隣の高等学校とも入学前の意見交換を行うことで、入学前から学生支援体制を整えることができた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・自己点検・評価、認証評価などの結果の公表・説明については、今後も学生等の理解を更に深めるための工夫が必要である。
- ・ディプロマ・ポリシー到達度調査、学修行動調査、在学生調査、在学生卒業時調査等複数の調査を行い、大学改革・IR 委員会で行っているが、詳細な検討や結果の活用については各学科・コースへの依頼にとどまり、具体的な改善がなされたかについては委員会での確認が不足している。また、全学的な結果の活用には至っておらず、全学的な改

善に結果を活用することができていない。

- ・授業アンケートの活用について、各教員がそれぞれ検討を行っているが、全学的な教学改善に至っていない現状である。結果をカリキュラムの検討等に活用し、教学改善につなげる必要がある。
- ・各種アンケート調査における回収率のばらつきがあり、結果の活用に至らない場合がある。回収率の向上に向けた取り組みが必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

- ・各種アンケートの結果については、各学科・コース、専攻科それぞれで課題を抽出し、改善策に対するアセスメントシートを導入して、集約し情報共有できる仕組みを検討する。
- ・大学改革 IR 委員会を中心にディプロマ・ポリシー到達度調査に対する各学科コースの意見の集約と教学改善の内容を集約するとともに、全学的な結果の検討と活用を検討している。
- ・アンケート回収率を高くするための取り組みとして①アンケート実施期間を延ばすなどの期間の検討②学生に対する声かけ方法の検討③アンケートの種類や回数などを調整し、学生の負担軽減について検討する予定である。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

- ・本学は、教育理念及び教育目標に基づき、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定める人材を育成するため、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に則り教育を行う。これに基づき、アドミッション・ポリシーを設定し、入学者の適切な選抜を実施している。
- ・アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる 5 つ（専攻科は 4 つ）の資質・能力に到達することが期待できる学生像として策定しており、教育目的を反映したものである。アドミッション・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、ホームページ、学生便覧などを通じて周知している。また、オープンキャンパスや進学説明会において説明を行い、本学が求める入学者像の周知に努めている。

長崎短期大学アドミッション・ポリシー

【本学が求める学生像】

本学の教育理念や教育目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。

1. 高等学校の教育課程を幅広く修得している人
(学科によっては、より深い修得を求める場合もあります)
2. 学びたい学科・専攻があり、そこで学修した知識・技能や態度を、地域社会で活かそうと考えている人
3. 大学教育に対する関心と意欲を持ち、大学で学ぶために、知識や技能、思考力、判断力、表現力の伸長に努めている人

<p>4. 大学の学びを円滑に進めるため、自己の能力の向上に入学前から取り組むことのできる人</p> <p>5. 高等学校までに、部活動、ボランティア活動、資格・検定の取得等に積極的に取り組んだ経験のある人</p> <p>本学では、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。</p>
<p>【地域共生学科食物栄養コースが求める学生像】</p> <p>1. 心豊かな人間をめざし、主体的に学ぶ意欲のある人</p> <p>2. 食と栄養に関心がある人</p> <p>3. 地域の課題に興味を持ち、その発展に貢献したい人</p> <p>4. 多様な人と協働して学ぶことができる人</p> <p>5. 栄養士として活躍したい人</p>
<p>【地域共生学科製菓コースが求める学生像】</p> <p>1. 食を通して、地域社会に貢献したいという意欲のある人</p> <p>2. 製菓に興味を持ち、主体的に知識や技能を学ぼうとする意欲のある人</p> <p>3. 心身ともに健康で、身の回りの衛生管理ができる人</p> <p>4. 周囲に配慮し、協調できる人</p> <p>5. 高等学校までに部活動、ボランティア活動、専門教科に関する資格・検定の資格取得に取り組んだ人</p>
<p>【地域共生学科介護福祉コースが求める学生像】</p> <p>1. 高等学校の教育課程を幅広く修得し、人に対する思いやりや関心が高い人</p> <p>2. 介護福祉に関する知識や技能を学びたいという積極的な意欲をもっている人</p> <p>3. これまで部活動やボランティア活動などに積極的に取り組んだ経験がある人</p> <p>4. 自己の能力の向上に入学前から取り組む意欲がある人</p> <p>5. 介護福祉士として地域・社会に貢献したいと考えている人</p>
<p>【地域共生学科国際コミュニケーションコースが求める学生像】</p> <p>1. 高等学校の教育課程を幅広く修得している人</p> <p>2. これまで、外国語の修得（検定・資格）に積極的に取り組んだ人</p> <p>3. 英語やアジアの言語に興味関心があり、言語コミュニケーション力を高める意欲のある人</p> <p>4. これまでに、地域活動に積極的に取り組んだ経験があり、また学修した知識や技能を地域社会で活かすことに意欲のある人</p> <p>5. 自立するための職業的知識や専門的スキルを身につけることに意欲のある人</p>
<p>【保育学科が求める学生像】</p> <p>1. 子どもが好きで、愛情をもって接することができる人</p> <p>2. 子どもの養護と教育に関心を持ち、思考力、判断力、表現力の伸長に努力できる人</p> <p>3. 豊かな感性と人間力の伸長に努め、他者と協力して学ぶことができる人</p> <p>4. 子どもを取り巻く環境に関心を持ち、地域の発展に貢献しようと努力できる人</p> <p>5. 理想の保育者を目指し、真摯な姿勢で学び続けることができる人</p>
<p>【専攻科が求める学生像】</p> <p>1. 幼稚園教諭二種免許状取得に係る課程を幅広く修得している人</p> <p>2. 保育職業人としての、知識や技能、思考力、判断力、表現力の伸長に努めている人</p> <p>3. 保育職の社会的役割の重要性を認識し、温かい人間関係を築くことができる人</p> <p>4. 保育の課題について自ら考え、学び続けることができる人</p>

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- 学校推薦型選抜、総合型選抜、特待生選考、一般選抜、社会人選抜の各入学者選抜方法において、機関のアドミッション・ポリシー及び各学科並びにコースのアドミッション・ポリシーに基づき、高等学校で培われる学力の三要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働し学ぶ態度）について入試ごとの選考基準を定め、多面的かつ総合的な評価を行っている。また、面接においては、アドミッション・ポリシーに関連する質問を面接設問に反映し、ポリシーに即した入学者選

抜を実施している。面接試験が無い入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーを理解してもらうため、ホームページや大学案内、学生募集要項への記載による周知を行うとともに、オープンキャンパスや個別相談会の参加者に対して個別の周知を行っている。

- 本学の入学者選抜では、高等学校教育で培われた学力の三要素について図るため、入試区分ごとに選考基準を設定し評価している。調査書を積極的に活用し、面接や面談においては、面接担当者を2人以上配置することで評価の偏りが生じないようにしている。また、国語、英語、数学、小論文の試験を導入している。英語試験においては、本学が定めるTOEIC (Test of English for International Communication) や実用英語技能検定等の試験結果に応じて得点換算を行い、入学志願者の能力・適性及び学修の成果を多角的かつ客観的に評価している。いずれの入試形態においても、総合的に判定を行い、公正かつ適正に入学者選抜を実施している。
- 令和 6 (2024) 年度入試より、一般選抜（一般選抜、一般選抜特待生選考、大学入学共通テスト利用選抜）において、入学志願者の能力、意欲及び適性を評価・判定することを目的に活動報告書を導入し、総合的に判定している。

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- 過去 3 年間の入学者数の推移は以下の通りである。全体として入学定員を満たしておらず、本科の 2 学科においては漸減傾向が見られる。この要因として、①18 歳人口の減少及び教育無償化による四年制大学進学志向の高まり、②景気の上昇に伴う国家資格養成課程志願者の全国的な減少、③教育系（特に幼児教育分野）志願者の全国的な減少、④受験生の進学先決定の早期化などが主な外的要因として挙げられる。
- 入学定員数を維持できない要因として、本学の特色や取組状況が地域に十分定着していないことも考えられる。この点に関しては、ホームページ、SNS、新聞などの各種メディアを通じた広報活動を行うことで、改善が期待される。
- 地元への周知及び広報活動として、毎年オープンキャンパスや学校見学会を実施している。オープンキャンパスは年間 5 回（3 月、7 月、8 月に 2 回、10 月）開催し、体験授業や在学生の協力を通じて本学の特色を周知している。学校見学会については、令和 5 (2023) 年度において清峰高等学校、佐世保東翔高等学校、向陽高等学校、大村城南高等学校、北松農業高等学校の計 5 校を受け入れ、模擬授業、在学生講話、施設見学を実施した。

学科等	区分	2022 年度	2023 年度	2024 年度
地域共生学科 (135)	志願者	157	189	169
	合格者	157	158	146
	入学者	147 (1.09)	139 (1.03)	133 (0.99)
保育学科 (100)	志願者	96	92	86
	合格者	96	91	81
	入学者	84 (0.84)	81 (0.81)	76 (0.76)
専攻科 (10)	志願者	5	4	7
	合格者	5	4	7
	入学者	5 (0.50)	4 (0.40)	7 (0.70)

※小数第 2 位を四捨五入

- 入学定員に沿った適切な学生受入れ数を確保するため、従来のオープンキャンパスや高

大連携事業に加え、高校の早い段階から本学の存在をアピールして母集団を形成する。また、ホームページや大学案内の内容を充実させることで、本学の長を広く周知し、各種メディアを活用して広報力を高めていく。

- ・入学者に対しては入学者アンケートを実施し、その結果を入試・募集・広報委員会で情報共有している。この結果は、ライバル校の設定、広報ツールの選定及び広報スケジュールの策定において参考にしてている。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- ・学修支援を行う組織として教員と職員で構成する教務委員会、自己点検・評価委員会等がある。
- ・教務委員会の所掌事項は、①授業時間割の編成に関する事項、②非常勤講師に関する事項、③講義概要(シラバス)等の作成に関する事項、④授業評価の実施に関する事項、⑤学業成績に関する事項、⑥単位互換に関する事項、⑦既修得単位に関する事項、⑧その他教務に関する事項の 8 項目である。
- ・自己点検・評価委員会の所掌事項は、①自己点検及び評価に関すること、②第三者機関による評価に関すること、③自己点検及び評価の結果並びに第三者機関による評価結果への対応と公表に関すること、④その他短期大学の評価に関することの 4 項目である。また、構成員は学長、副学長、教学部長、ALO、教務委員長、学生委員長、学科長、専攻科長、コース長、事務局長及びその他学長が認める教職員であり、学修支援体制を整備している。
- ・大学改革 IR 委員会の所掌事項は、①FD に関すること、②SD に関すること、③IR に関すること、④研究紀要の編集・刊行に関すること、⑤その他大学改革の推進に関することの 5 項目であり、特に①～③の項目において学修支援に関与している。
- ・入学者選抜における入学手続き完了者（入学予定者）に対し、1 月下旬より全学的に入学前教育を行っている。入学後に必要となる基礎学力を育成するため、課題を課すことに加え、対面もしくは WEB にて入学前講座を行い、入学予定者のモチベーションの向上に努めている。

【地域共生学科】

- ・地域共生学科の 4 コースは在籍数や配置教員数が異なるため、各コースの特徴を生かしながら、CA (Class Adviser) が中心となって学修支援を行っている。保健室及び SC (School Counselor) との日ごろからのきめ細やかな連携が必要不可欠である。
- ・各コースの教育目標に基づき、入学前教育を実施しており、オリエンテーション期間に関わらず、継続的に学生と関わる体制を整えている。
- ・コース内での学生間の交流を通じて、先輩学生が後輩学生を支援する体制を構築している。
- ・留学生を受け入れている 3 コースでは、留学生指導担当者が中心となり、入学前から入学後に至るまで一貫した支援を実施している。事務局学生支援課の留学生担当職員との連携が重要であり、長年培ったノウハウを基に留学生支援体制を充実させている。
- ・コースを問わず、支援を必要とする学生が増加している。入学実績のある高等学校との

情報交換、合格者への配慮申請説明、入学後の面談を通じ、年間を通じた支援を行い、適切なサポートを提供している。

- 入学前の配慮申請、入学直後の UPI 検査及び個別面接に基づき、気になる学生の情報を共有し、保健室及び SC (School Counselor) と連携して個別支援を実施している。
- 休学した学生に対しても、定期的に (3 か月に 1 回程度) 連絡を取るなどの工夫を行い、学校の復帰支援を継続している。
- 食物栄養 (栄養士)、製菓 (製菓衛生師)、介護福祉 (介護福祉士) の 3 コースは、国家資格取得を目的としたカリキュラムに基づき、卒業までに丁寧な支援を行っている。
- 国家資格取得に必要な学力を身につけるため、定期試験や実習を活用し、目標に達しない学生には試験前の事前指導や再試験を繰り返し実施している。
- 特に製菓コース、介護福祉コースでは卒業前に国家試験があるため、全員合格を目指して計画的な指導を実施し、一定の成果を上げている。
- 国際コミュニケーションコースでは、語学検定試験の合格を目標とし、担当教員による支援を行っている。この取り組みにより成果を上げ、その後の海外留学につながっている。
- 国際コミュニケーションコースは留学生数が最も多く、受け入れ実績も豊富であるため、留学生担当教員が製菓コース及び介護福祉コースの留学生支援にも指導や助言を行っている。学生支援課留学生担当者と共に情報を共有し、必要に応じてコース内で対応している。
- 各コースの特徴を生かし、成績優秀な学生に対しては、学内外での活躍の場を提供し、モチベーションの維持及び向上に努めている。

【地域共生学科 食物栄養コース】

- 食物栄養コースでは、CA (Class Adviser) を中心に学生支援を行い、年 2 回の個別面談及び必要に応じ随時面談を行い、学生の学校生活や学修への適応度を把握している。Gmail や LINE などのツールを活用し、学生と密に連絡を取り、きめ細やかな学修支援を実現している。
- 入学前教育や入学前の対面によるオリエンテーションを行い、入学までに必要となる知識の修得や入学後に向けた不安解消を目指している。令和 5 年は新入生 29 人中 26 人 (出席率 89.7%) が参加し、参加した学生からは「高校までの復習ができた」「入学後の勉強について知ることができよかった」「入学前にクラスメートと接することができてよかった」など、好評を得ている。
- 各クォーターのテスト終了後、コース全教員が学生の単位修得状況を確認し、成績不良の学生に対しては CA から個別に指導を行っている。特に 1 回の再試験では合格できない学生に対して、CA からの支援に加えて教科担当者が試験前の補習や課題を課し、学生が単位修得できるよう支援している。
- 保健室並びに学生相談室と連携し、CA を中心にコース教員全員が配慮の必要な学生への支援を行っている。学生の状況は隔週で行われるコース会議で毎回確認し、学生に変化が見られた場合は心身の状況を含めて教員全員に周知し、必要な対応が速やかに取れるよう体制を整えている。
- 学修を理由とした中途退学や休学する学生を生じさせないため、CA を中心としたきめ細やかな支援や面談を実施している。その結果、成績不良を要因とした中途退学や休学希望者はほとんどおらず、卒業延期者 (留年) もいない。その他の理由による中途退学や休学希望があった場合は CA との複数回の面談を行い、保護者とも面談を実施した上で、中途退学または休学後の生活や進路を考慮した対応をしている。また、休学者には休学期間中も適宜連絡を入れ、復学に向けた支援を継続している。
- 学外実習での学びを深めるため、専門教育科目に「学外実習事前・事後指導」を配置し、実習生としてのマナー、心構え、実習時の自己課題や施設課題に対する対応方法を指

導している。

- 栄養士としての知識が備わっているかを確認するため、2年生を対象に栄養士養成施設協会が実施している「栄養士実力認定試験」の受験を推奨している。専門教育科目である「総合演習 B」の授業内で受験対策を行い、成績向上を目指している。また、学生の自主的な学修を支援するため、教員がオンラインで利用できる過去問ドリルを作成し、繰り返し学習ができる環境を整備した。
- 優秀な学生の意欲を伸ばすための支援が不足していることがコースにおける課題となっていた。これを受けて、令和5年度にカリキュラムの変更を行い、2年生を対象とした「栄養士専門演習」を配置した。これにより、学生が自らの興味関心を活かして高度な専門的知識・技術を身につけるため、主体的に学ぶ力を養う機会を提供している。令和6年度より開講予定である。
- 年1回、1・2年生の交流会を実施し、学年を超えた交流の機会を設けている。1年生が2年生に対し学校生活に関する悩みなどを相談できる場となっている。
- 保護者への連絡ツールとしてコースの公式 LINE を活用し、保護者からの連絡や相談を受け付けている。コースからは学生の欠席状況などの情報共有に利用し、保護者との情報交換を速やかに行っている。また、1年生には年度末に保護者会を開催し、学生28人中25組（出席率89.3%）の保護者との面談を実施した。2年生は前期と後期に1回ずつ保護者会を実施し、学生が作った給食の試食及び保護者面談を行った。平日昼間の開催であったが学生39人中6組（出席率15.4%）が参加した。いずれも好評であり、令和6年度からは学生の授業の様子を見たいという保護者の要望に応え、1年生を対象に授業参観を加えた保護者会の実施を計画している。

【地域共生学科 製菓コース】

- 製菓コースでは、コース教員全体で学生支援を行っており、個別対応や情報共有を通じて、学生の学業や生活面でのサポートを強化している。まず、年度初めにはCAによる個別面談を実施し、各学生の状況を把握する。また、保健室及び学生相談室と連携し、CAを中心にコース教員全員が配慮が必要な学生への支援を行っている。学生の状況は毎回のコース会議で確認し、必要な支援を提供できるよう体制を整えている。欠席状況に関しては、アクティブポータルだけでなく、コース教員のグループラインを利用して報告し、欠席の多い学生には直接指導を行っている。
- 毎週のコース会議では、学生の生活面、授業態度、学修意欲、進路志望などについて情報を共有し、個別の相談支援につなげている。コース教員は専門教科を担当するため、日常的に学生との接点が多く、授業前後の時間を利用して学修支援を行っている。また、必要に応じて保護者会での面談や個別連絡を行い、保護者との協力体制を築いている。
- 入学前教育を通じ、製菓衛生師に必要な化学の元素記号や配合に関する比率計算など基礎知識の復習を行い、入学前の動機づけを図っている。令和5年度入学予定者からは、入学前教育とは別に3月中旬に入学前対面オリエンテーションを実施した。オリエンテーションでは、入学後に必要な実習着の採寸、器具購入などの事務的内容に加え、時間割など具体的なスケジュールの説明を行い、不安解消に努めた。また、新規開講科目「インターンシップ」について時間をかけて詳細に説明した。このオリエンテーションには日本人学生18人全員が出席し、一部保護者も参加した。
- 年度初めのオリエンテーションでは、学科・コースの教育目的及びディプロマ・ポリシーなどの説明を行った。また、各分野の実務家教員が現場で求められる知識や技能、心構えに関する講話を実施し、学生の将来の選択に向けた動機づけを行っている。
- 人間関係や身体的な理由で休学する学生もおり、少人数制の中で学生間の関係構築がうまくいかないことがある。保健室・学生相談室からの情報をコース会議で共有し、日常的に学生の受講態度や製菓実習の状況把握を行い、速やかに対応を行っている。出

席日数が不足し休学に至る場合には、各教科担当者に3回以上欠席した学生について情報提供を依頼し、早期対応を心掛けている。生活態度や学修面で不安のある学生については、こまめに保護者と連絡を取り、必要に応じて面談を実施し、学生が安心して学べる環境を整えている。

- ・成績不良の学生に対しては、試験後にコースの全教員で単位修得状況を確認し、CAや教科担当者から個別指導を行っている。特に、試験不合格の学生や日本語能力の低い留学生には補習時間を設け、単位修得の支援をしている。
- ・休学者には、月1回LINEでのやり取りを行いながら、復学支援を行っている。留学生に多く見られる経済的理由で休学を余儀なくされた学生には、授業料の支払いの延納計画をCAがサポートしている。
- ・製菓衛生師資格試験に向け、2年次後期(7Q及び8Q)より「製菓実践演習」及び試験対策講座を開講し、資格取得を支援している。令和5年度は日本人7人及び台湾籍留学生1人の計8人に支援を行った。受験生6人のうち合格者6人(うち2人は新型コロナウイルス感染のため受験せず)であり、未受験の2人については卒業後もサポートを継続する。
- ・「医療事務」(1人受験1人合格)、「サービス接遇検定2級」(5人受験3人合格)、「ラッピングコーディネーター」(1人受験1人合格)の資格取得を希望する学生を支援するため、「ホスピタリティ論」や個別講座を開講している。
- ・留学生の日本語能力のばらつきが大きな課題である。近年、非漢字圏からの入学者が増加しているため、専門教科の配布資料にルビを付けたり、PowerPointのスライドを印刷したりして対応している。また、CAを中心とした補習を実施するとともに、製菓実習では日本人学生とグループを編成し、留学生が日常会話や作業のポイントについて日本人学生からサポートを受けられる体制を整えている。生活面では学費や生活費をアルバイトで工面しているため、卒業生から譲り受けた実習着や器具を活用し経費削減に努めている。
- ・優秀な学生への学修支援は十分とは言えないものの、長崎県洋菓子協会が主催する技術コンテストへの出品や、学内イベントでリーダー的役割を担う機会を提供することで、活動の場を広げている。令和5(2023)年度の優秀学生は、地元企業FAながさきとのコラボ企画「創作菓子販売」(ブルーベリーを使ったSDGs商品)をはじめ、長崎県洋菓子技術コンテスト及び製菓衛生師養成施設協会主催の洋菓子コンテストへの出品、東彼杵町連携「ふたつ星列車1周年記念菓子配布」などに積極的に取り組んだ。これらの成果が評価され、卒業時には学長賞や全国製菓衛生師養成施設協会賞などで表彰された。
- ・学年ごとの保護者会では学修成果の発表を行っている。令和5年度は、1年生が2月に「インターンシップ報告会」を開催し、各自がインターンシップ内容を発表するとともにオリジナルのロールケーキを提供した。2年生は8月に「アフタヌーンティー」を開催し、カフェ学で習得したドリンク技術を披露した。また、卒業前には「デザートブッフェ」を実施し、2年間の製菓技術を披露した。これらの取り組みにより、保護者会での面談希望者は少なかったが、多くの保護者の参加を得ることができた。
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策の影響でコロナ禍前に行っていた1・2年生の交流会は実施していないが、オープンキャンパスやスポーツデイ、学園祭などのイベントを通じて1・2年生が交流する機会を設けている。

【地域共生学科 介護福祉コース】

- ・介護福祉コースでは、各学年2人のCAを中心に、年1回の個別面談及び必要に応じた随時面談を実施している。さらに、毎年9月には三者面談を実施しているが、保護者の希望に柔軟に対応し実施している。学生とのコミュニケーションでは、対面、ライングループ、Google Classroomを活用し、少人数制ならではのきめ細やかな支援を提供

している。今後は後期にも面談を導入し、国家試験や就職・編入に関する情報提供や相談体制の強化を図る予定である。

- ・入学前教育及び入学時オリエンテーションを3月中旬に開催している。授業内容や諸経費、抗体検査、予防接種などについて説明し、不安の軽減に努めている。入学前教育では介護に関連する漢字や意味の調べ学修を通じて、入学後の学修への円滑な移行を目指している。参加学生からは事前にクラスメートと交流できたことを喜ぶ声が寄せられた。
- ・学生の日々の変化について、週1回のコース会議で情報を共有し、急を要する場合は教員間で Google Classroom を活用して連絡を取り合い、配慮が必要な学生への迅速な支援を行っている。定期試験の結果はコース教員で共有し、成績不良者に対して各科目担当教員が補習を実施した。その後再試験を受けさせ、1回では合格できない場合にはさらに個別指導を行い、単位修得に向けた支援を徹底している。
- ・学修を理由とする中途退学や休学を防ぐため、CAを中心としたきめ細やかな面談や支援を行い、コース教員間で情報を共有している。また、欠席3回以上になった際は保護者に連絡を入れる等、必要に応じて連携し、教員と保護者が協力して学生の継続学修を支援している。経済的理由や対人関係などで悩む学生に対しては、保健室や事務局と連携し、個別の状況に応じたサポートを提供した。離学防止に向けて全方位的な取り組みを進めている。
- ・留学生の日本語能力のばらつきに対応するため、週2回の日本語授業を週3回に増やし、日常会話や介護専門用語の理解を支援している。学習面では日本人学生とグループワークを行い、音読や会話を通じて早期の適応を目指している。生活面ではアルバイト先の把握や日々の状況確認を通じて、体調管理や日本でのルール遵守の支援を行った。経済的には奨学金や施設からの支援を活用し、事務局と連携して学費納入を確認している。
- ・介護福祉士国家試験受験資格を目指し、「社会」、「こころとからだ」、「介護」の各領域で出題傾向の高いポイントを重視した授業を展開している。1年後期から国家試験に関する説明を行い、2年次では週3コマの試験対策授業を実施する。過去問題の解説を通じて自己評価を促している。また、全国模擬試験2回、学力評価試験1回の計3回の学外試験を実施している。
- ・優秀学生に対しては、意欲をさらに高めることを目的として、生命保険協会が実施する「介護福祉士養成給付型奨学生」に推薦を行い、経済的支援をバックアップしている。
- ・入学後、不安を抱える1年生に対して、2年生による助言の機会を設けている。この取り組みは、授業や実習に関する相談ができる場を提供するだけでなく、1・2年生間の交流を促進し、学年を超えた相互のサポート体制づくりになっている。

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- ・CAを中心に、学生の学校生活及び学修の適応度を把握するため、定期的な面談や必要に応じた随時面談を実施している。Google Classroom のメールやチャット機能を活用し、学修支援及びその他の必要なサポートを提供している。また、保健室及び学生相談室と連携し、コース教員全員で配慮が必要な学生に対する支援を行っている。毎週のコース会議では学生動向に関する情報を教員間で共有し、一丸となって支援に取り組んでいる。
- ・入学前及び入学時支援としては、入学予定者全員にアンケートを実施し、語学学修を含む支援に役立つ情報を収集している。その情報を基に、英語・韓国語・中国語の各言語担当教員がオンライン面談を実施し、学生の語学学修歴に応じた課題を提示している。さらに、Google アプリケーションガイドを提供し、必要なアプリの事前準備を指示している。入学時のオリエンテーション期間中は、スムーズな学修環境の構築を目的として、積極的な情報提供と居心地の良い雰囲気作りを実施している。

- ・学修を理由とする中途退学や休学を防ぐため、CAを中心としたきめ細やかな支援と面談を実施している。経済的な問題や対人関係の悩みを抱える学生に対しては、保健室や事務局と連携し、早期対応による離学防止を徹底している。
- ・学生間交流と学修環境づくりを目的とし、2年生による学修体験のプレゼンテーションや、留学生と日本人学生が共に学ぶ科目の配置を通じ、学生同士が気軽に交流し、相互に支援できる環境を整備している。
- ・留学生に対しては、次のような取り組みを実施している。まず、日本語の授業は習熟度別に編成し、各学生の学修目標に応じた指導を行っている。また、コンピュータ、茶道、総合科目などの授業では、異なる日本語習熟度や母語を持つ学生同士が協働できるクラスを編成し、日本語を用いた実践的なコミュニケーション能力の向上を図る環境を提供している。さらに、定期的にCAとの個人面談を実施し、学生支援課と連携した上で、学修面に加えて学費、日本での生活、アルバイト、進路など、多方面にわたる状況を把握しながら、各学生のニーズに応じた支援を行っている。具体的には、日本語や総合科目の中に進路学修に関する内容を組み込み、留学生が日本と母国の進学や就職事情の違いを理解した上で、自らの進路目標を実現できるようサポートしている。これらの取り組みにより、留学生が安心して学修し、将来の目標に向けて前進できる環境を整えている。
- ・英語、韓国語、中国語、日本語の各言語において習熟度別クラス編成を採用し、基礎学力が不足している学生にも対応した指導を実施している。さらに、Google Classroomを活用し、授業外での学修支援を積極的に行っている。これに加え、オフィスアワーを通じて個別指導を行い、学生一人ひとりの学修課題やニーズに応じた支援を提供している。このように、多様な学力や背景を持つ学生が効果的に学べる環境を整えている。優秀な学生には語学検定取得支援関連の奨学金を提供し、経済的支援も行っている。
- ・英語（TOEIC）、韓国語（TOPIK）、中国語（HSK）、日本語（JLPT）といった語学試験の上位レベル取得を目指し、模擬試験の実施や学内試験を通じた支援を行っている。また、語学以外の資格として、サービス接遇検定、ホテル実務技能検定、コンピュータ関連検定などの取得支援も積極的に行っている。
- ・語学力及びプレゼンテーション力向上のための取り組みとして、令和6年度より「国コミ・SPEAK UP チャレンジカップ」を実施予定である。本コンテストでは、英語、韓国語、中国語、日本語（留学生）の各言語で「プレゼンテーション部門」と「暗唱部門」に分かれ、学生の能力向上を図る機会を提供する。

【保育学科】

- ・保育学科では、CA制度を基盤とした相談・指導体制を整備している。各学年のCAが中心となり、定期的な面談や個別指導を実施し、学生の修学状況や生活面の支援を行っている。また、学科会議では学生の生活状況、授業態度、学修意欲、進路志望などを報告し、学科全体で組織的な相談支援に取り組んでいる。配慮が必要な学生については、保健室や学生相談室と連携し、情報共有及び対応策を協議する体制を整えている。さらに、これらの取り組みに関する情報は学科会議で共有され、学生支援の向上に積極的に活用している。
- ・入学前教育として、入学予定者に対し、学修意欲を高めることを目的とした課題を課している。具体的には、目標曲を設定したピアノの練習、自由選書による読み聞かせの練習、課題図書から選択した感想文の作成を行わせている。入学後のオリエンテーションでは、「保育学科の2年間の学びについて」と題し、保育者としての目標像や必要なスキルを明確に示し、履修指導を通じて学修の動機づけを行っている。さらに、2年次オリエンテーションでは最終学年としての心構えを育むため、就職活動に関するガイダンスや履修内容の確認を行い、年間スケジュールを提示して免許取得や卒業に向

けた目標設定を支援している。

- 学生の欠席回数が増加や成績不振、友人関係の問題が確認された場合には、CAが速やかに保護者へ連絡を行い、家庭と連携して支援に取り組んでいる。また、CAによる面談を通じて、体調不良や学修への迷いを抱える学生にも個別対応を実施しており、必要に応じて保護者との面談を行いながら、状況に応じた適切な支援を提供している。継続的に行うことで、問題の早期解決及び学生の学修意欲の向上を図っている。休学中の学生には定期的に連絡を取り、復学を促す支援も行っている。
- 保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状取得に向け、学外実習のための「実習指導」を専門教育科目に配置している。実習に必要な知識や技術、実習生としての心構えや自己課題の明確化などを指導している。
- 2年間の学びの集大成として、「保育実践演習（教職実践演習幼稚園）」をキャップストーン科目と位置づけ、自己課題の整理や課題解決に向けた振り返りを行う機会を提供している。
- 奨学生に対しては、学業奨励を行うとともに学校行事の参加を通じて意識の向上を図っている。学業優秀者には卒業時に学長賞や全国保育士養成施設協議会長賞を授与し、卒業証書総代として表彰している。
- オープンキャンパスにおける進行や体験授業において、各学年の奨学生を中心に学生間の交流機会を積極的に提供している。また、ピアノ初心者を対象とした「保育スキルアップ講座（ピアノ）」を実施し、ピアノが得意な2年生が1年生にレッスンを行う場を設けることで、学生間の相互交流を促進するとともに、ピアノスキルの向上を図っている。
- 保護者会を定期的に開催し、学修面や生活面に関する情報を共有することで、家庭との連携を強化し、学生の修学環境を総合的に支援している。

【専攻科保育専攻】

- 専攻科保育専攻では、学生の修学支援と学修意欲向上を強力に推進し、保育者としての成長を支えている。CAを中心としたサポート体制を整備し、各学年の学生とCAがグループラインを活用して健康状態や登学状況を確認している。アクティブポータルの出席簿と手書き出席簿を併用することで授業への出席状況を把握し、健康面や就学状況に問題がある場合には個別面談を実施している。
- 保健室や学生相談室と連携し、配慮が必要な学生に関する情報を共有する体制を構築している。体調不良や進路に迷いを抱える学生を早期に発見し、保護者面談やインターシップ園との調整を通じて適切な支援を行っている。これにより、開設以来、休学者は発生していない。
- 個人面談や保護者面談において、学生の成績やGPAなどの情報を活用し、学修支援に役立てている。成績優秀者には学長賞や修了証書総代の表彰を行い、学生の学修意欲をさらに高める仕組みを整備している。
- 授業では、学生の学力や志向に応じたテーマ設定や課題を通じて主体的な学びを促進している。ディスカッションやレポート作成の具体的な指導も各科目で適宜行い、学びの質を高めている。
- 入学試験の面接では、保育研究や保育実践に関する自己課題を問うことで、入学までの学修意欲を向上させている。入学後のオリエンテーションでは、「専攻科保育専攻のディプロマ・ポリシー」を解説し、目指すべき保育者像や学士像を明確化している。年間スケジュールや履修方法についても確認し、学修の動機づけを図っている。
- キャップストーン科目として「修了研究Ⅳ」を位置づけ、自己課題の振り返りと今後の展望を考察する場を提供している。
- 学位「学士（教育学）」及び幼稚園教諭一種免許状取得のための手続きについては、各段階で丁寧に解説し、学位論文作成においては個別の進捗確認を行っている。学位論文

作成支援として、夏期に「合同ゼミ検討会」、冬期に「研究発表会」及び「研究経過発表会」を実施している。これにより、研究内容を他の学生と共有し、意見交換を通じて研究を深化させる取り組みを行っている。

- ・インターンシップ支援として、「保育実践研究」の授業を後期に1・2年合同で実施し、学年間の情報共有を促進している。また、オープンキャンパスでは専攻科学生が学科説明や模擬授業を担当し、高校生や保育学科生との交流の場を提供している。さらに、ピアノ初心者を対象とした「保育スキルアップ講座」では、2年生が1年生にピアノ指導を行い、相互の交流と技術向上を図る取り組みを実施している。

② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・学修支援の一環として、茶道文化の授業においてはTAを活用し、学生への指導を強化している。さらに、ピアノの授業においてはSA(Study Assistant)を配置し、学びのサポートを行っている。この体制により、学生の学びをより効果的にサポートし、実践的な学修環境を提供している。
- ・研究活動を支援するため、RA(リサーチアシスタント)を1人採用しており、学生の学修活動や研究において必要なサポートを提供している。RAは、学問的な成果を高めるために重要な役割を果たしている。
- ・すべてのシラバスにオフィスアワーを明記し、学生に周知している。これにより、学生は教員と個別に相談する時間を確保し、学修の進捗や疑問点を解決できる環境を提供している。また、非常勤講師を含むすべての教員のオフィスアワーは学生便覧に掲載しており、学生が簡単にアクセスできるように工夫している。この体制は、学生の学修支援をより一層充実させるために重要な役割を果たしている。
- ・障害のある学生への合理的な配慮は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(一部改正：令和3年6月4日公布)」及び、同対応指針(平成27年11月26日付27文科初第1058号)の理念に基づき「長崎短期大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を制定し、修学上の配慮に関するシステムを運用している。修学上の配慮に関する窓口は保健室及び学生支援課に設置し、各学科等で配慮事項を検討し、申請者と合意が得られた時点で、各教科担当者に対して修学上の配慮を通知している。また、令和元年度には、修学上の配慮システムの運用を見直し、より組織的な運用が可能となるシステム構築の検討を行った。令和2年度には外部機関への配慮依頼に関する内規を制定し、令和3年度には入学試験時の配慮申請に関する内規も整備した。
- ・中途退学等の予防策として、学科及びコースに配置されたCAが、学生一人ひとりのアクティブポータル(教務システムの外部サイト)に蓄積された量的・質的データを基に学修成果の獲得状況を把握し、学修支援・生活支援のための面談に活用している。具体的には、欠席が目立つ学生に対して個別面談を実施し、必要に応じて保護者等と連携をとることで支援を行っている。また、不合格科目を把握し、履修指導や補習(再試験対策)を実施している。
- ・令和3年度に「成績不振等の学生への対応要領」を制定し、修得単位数またはGPAが基準値を下回った学生及び修業年限を超えている学生に対して個別指導を行うことを義務付け、これにより中途退学や留年に対する対応策を講じている。

年度別指導対象学生数一覧

学科・コース	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域共生学科食物栄養コース	7	18	11
地域共生学科製菓コース	0	4	1

地域共生学科介護福祉コース	3	10	9
地域共生学科国際コミュニケーションコース	6	12	3
保育学科	2	9	8
専攻科保育専攻	0	0	0

【資料】成績不振等の学生への対応要領

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教育課程におけるキャリア教育の実施

【地域共生学科】

- ・地域共生学科共通科目の「地域と人々」及び「地域と職業」を学科必修科目として開講し、地域活動等を通してキャリア教育を実践している。

【地域共生学科 食物栄養コース】

- ・1年次に、専門教育科目である「栄養士論」において栄養士の業務内容や職業倫理について学び、実務家教員から業務内容の説明を受ける機会を提供している。
- ・2年次では、「学外実習事前・事後指導」を通じて、学外実習に臨むための知識、態度、マナーを確認し、実際の実習として「学外実習Ⅰ」「学外実習Ⅱ」で、学校、給食センター、自衛隊、社会福祉施設、病院、事業所などで45時間以上の実習を実施している。
- ・令和5年度に新設した「栄養士専門演習」の一部として、編入学を希望する学生に向けた編入試験対策を行うことを検討しており、令和6年度からの開講が予定されている。

【地域共生学科 製菓コース】

- ・1年次には、「ビジネスマナー」、「インターンシップ」、「カフェ学」を開講している。特に「インターンシップ」では、1ヶ月間の職場での就業体験を通じて、将来の方向性を考える重要な契機を提供している。和洋菓子、製パン、カフェなどの業務分野や、ホテルやチェーン店、個人店など多様な業態から研修先を選択することができる。この過程で、学生は自分の希望に近い研修先を選ぶために企業研究を行い、徐々に職場のイメージを描く力を養う。また、インターンシップ後の報告会を通じて、他の研修先の情報を得ることで、就職先選択に活かすことができる。
- ・2年次には「ホスピタリティ論」「製菓実践演習」「カフェ学」を開講しており、特に「製菓実践演習」では製菓衛生師資格試験対策を行って資格取得を支援している。多くの学生が製菓製造関連の分野に進む一方で近年ではカフェに興味を持つ学生も増えており、「カフェ学」や「ホスピタリティ論」を通じて接客業務を進路に選択するケースも見られる。

【地域共生学科 介護福祉コース】

- ・1年次には「介護総合演習Ⅰ」を通じて、介護施設の概要について学び、介護実習Ⅰの事前・事後指導を行う科目となっている。

- ・2年次では「介護総合演習Ⅱ」において、長期実習に向けての準備を行う授業を実施している。介護福祉士養成校の実習時間は450時間以上と定められているが、本校では472時間の実習を実施している。
- ・長期実習に欠かせない「介護過程」については、1年次から2年次にかけて学修を進めている。
- ・キャリア支援科目の集大成として「事例研究発表会」を開催しており、実習先の指導者や1年生、高校生などが毎年参加する。この発表会では、2年生が実習での成果を発表する機会として、実践的な学びを共有する場となっている。

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- ・1年次には、「キャリアガイダンス」「ビジネス文書」「実践ビジネスマナー」「ホテル業論」「コンピュータ演習」を開講しており、実習として「インターンシップ」を実施している。インターンシップでは、学生が実際の職場での経験を積むことで、将来のキャリアに対する理解と意識を深めている。
- ・2年次には、「ホスピタリティビジネス」「Office 総合演習」を開講しており、学生に対して専門的な知識と実務能力を養うキャリア教育を行っている。

【保育学科】

- ・1年次後期からは専門科目である「保育実習指導Ⅰ（施設）」を開講し、施設保育士の業務内容や職業倫理について実務家教員及び現場職員（卒業生）から学び、実習に向けた基本的な知識や技術を習得している。
- ・2年次には専門科目「保育実習指導・教育実習指導」を開講し、保育所等の学外実習に臨むための基本的な知識や態度を学びながら、実際の現場で必要とされる実習を「保育（施設）実習」「教育実習」として、保育所、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設等で各80時間以上実施している。

【専攻科保育専攻】

- ・保育実践力の強化を目的とした有給インターンシップ（単位外）を支援する科目として、1年次前期に「保育実践演習Ⅰ」、1年次後期に「保育実践演習Ⅱ」、2年次前期に「保育実践演習Ⅲ」、2年次後期に「保育実践演習Ⅳ」を開講している。本科目では、インターンシップで得た気づきや課題について議論を行い、再度現場で課題解決を実践することを目的としている。また、様々な保育イベントに参加することで保育実践力を向上させることを目指している。これらの科目の区分は「その他の科目」としている。

各学科コースにおけるキャリア教育に該当する学外での実習

	実習名	対象年次	選択/必修	実習期間	実習施設
地域共生学科 食物栄養コース	学外実習Ⅰ	2年次	必修	45時間	学校、給食センター、自衛隊、社会福祉施設、病院、事業所
	学外実習Ⅱ	2年次	選択	45時間	介護老人保健施設、病院
地域共生学科 製菓コース	インターンシップ	1年次	選択	1ヶ月	ホテル、製菓店（和菓子、洋菓子、製パン）、カフェ
地域共生学科 介護福祉コース	介護実習Ⅰ 介護実習Ⅱ	1年次 2年次	選択 (必修)	232時間 240時間	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、障害者支援施設、グループホーム、通所事業所または訪問事業所、リハビリテーション病院または介護医療院

地域共生学科 国際コミュニケーションコース	「インターンシップⅠ」 「インターンシップⅡ」 「インターンシップⅢ」 「インターンシップⅣ」	1年次	選択必修	1-4ヶ月	ホテル、旅館
保育学科	教育実習Ⅰ・Ⅱ	2年次	必修	各80時間以上	幼稚園・認定こども園
	保育実習Ⅰ（施設）	1年次	必修		児童福祉施設等
	保育実習Ⅰ（保育所）	2年次	必修		保育所・認定こども園
	保育実習Ⅱ（保育所）	2年次	選択必修		保育所・認定こども園
	保育実習Ⅲ（施設）	2年次	選択必修	児童福祉施設等	
専攻科保育専攻	単位化している科目なし （授業外として有給インターンシップを実施している）	（1年次 2年次）	（授業外、希望者、専攻科推奨）	（2年間を基本）	（幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設、等）

② キャリア支援体制の整備

- ・「就職支援」のための組織は、職員も構成員となる学生委員会と事務局に学生支援課を配し、キャリア支援体制を整備している。また、就職支援活動においては、CAと学生支援課職員が一体となり協働で支援を行っており、学生が効果的に就職活動を進められるようサポートしている。

【地域共生学科】

- ・学生支援課と連携し、就職講座を実施し、CAと情報の共有を行っている。
- ・コースの特徴を生かし、卒業生との交流事業（ホームカミングデー）や同窓会の開催を行い、卒業生とのつながりを維持するよう努めている。卒業生に対する具体的な支援として、国家資格や編入学に関する学修支援や情報提供を行っている。

【地域共生学科 食物栄養コース】

- ・2年CAを中心に学生支援課と連携し、就職支援を行っている。特に栄養士就職に関しては、各施設の特徴と学生の希望や特性を考慮し、学生と就職先とのミスマッチが生じないように配慮している。令和5年度には就職希望者34人のうち19人が栄養士として就職し、栄養士としての就職率は56%であった。
- ・編入学を希望する学生4人に対し、CAが編入学対策を実施した。学力試験における対策だけでなく、提出書類の準備等についても支援を行い、4人全員が合格した。
- ・卒業生に対するリカレント教育として、令和4年度よりオンラインによる管理栄養士国家試験対策講座を実施している。令和5年度には17人の卒業生から受講申し込みがあり、計53本の動画を配信した。県外在住の卒業生からも受講申し込みがあり、好評を得ている。
- ・卒業生の就労支援及び離職防止を目的に、ホームカミングを実施した。令和5年度は1月に実施予定していたが、参加希望者が少なく、感染症の流行とも重なったため中止した。実施時期や参加者のニーズに合わせた内容にするため、今後検討する必要がある。

【地域共生学科 製菓コース】

- ・コース教員全員と学生支援課が協力し、就職支援を行っている。ホテル関係以外の求人は少なく、学生が希望する業種や地域が多岐にわたるため、個々の学生に対応する必要がある。そのため、各教員が時間をかけて個別支援を実施している。遠隔地での就職活動では、Zoomなどを使用した説明会や面接が行われることもあり、その際の環境整備に関する支援を学生支援課に依頼している。
- ・留学生に対する就職支援は特に難易度が高く、学生支援課を中心に対応している。コー

スでは、特定技能試験や日本語能力試験の支援、履歴書作成のサポートを重点的に行っている。

- ・卒業後、短大を訪問する卒業生や教員に個別で連絡、就職、転職、その他のキャリア支援に関する相談が寄せられる場合がある。その際には、必要に応じて事務局と連携しながら対応している。

【地域共生学科 介護福祉コース】

- ・2年CAを中心に学生支援課と連携し、就職支援を行っている。学生には必ず就職先の見学を行った上で判断するよう指導し、学生と就職先とのミスマッチが生じないように配慮している。
- ・卒業後に短大を訪れる卒業生については、就労状況の確認を行い、必要に応じて相談に応じている。卒業生に対するリカレント教育は現在実施できていないため、来年度以降の開催を検討している。

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- ・2年CAを中心に学生支援課と連携し、就職支援を行っている。
- ・卒業後に短大を訪問する卒業生や、教員に個別で連絡をしてくる卒業生から、就職、転職、その他キャリア支援に関する相談があった場合には、必要に応じて事務局と連携しながら対応している。また、卒業後に社会人として働きながら海外留学を希望する卒業生についても、相談に応じている。

【保育学科】

- ・2年CA及び実習指導担当者を中心に、学生支援課と連携しながら就職支援を実施している。就職支援においては、学生の意向や求人状況を踏まえ、必要に応じて面談を行い、早期離職が起こらないよう助言を行っている。令和5年度は、就職希望者70人のうち66人が保育職として就職し、就職希望者の就職率は94%であった。
- ・また、専攻科保育専攻への進学を希望する学生に対しては、CAと入試募集課で情報共有を行い、必要に応じて入試に向けたサポートを実施した。令和5年度は、専攻科への進学希望者7人全員が合格した。

【専攻科保育専攻】

- ・CAを中心に学生支援課と連携し、就職支援を行っている。
- ・修了生へのサポートとして、「同窓会（専喋会）」を実施している。この会は全修了生を対象に、おおよそ5年に1度の頻度で開催しているが、令和5年度は実施していない。今後は保育者のキャリア形成に関する調査と保育課題に関する調査をあわせて実施する予定である。
- ・修了後に転職、公務員試験受験、大学院等への進学を希望する修了生に対して進路相談を行っている。

<資格取得支援>

- ・特定資格の養成課程においては、教育課程の中で資格取得に関する支援を行っている。国際コミュニケーションコースでは、志望する職種や職場に求められる能力に対応するため、サービス接遇検定試験、秘書検定試験、ビジネス文書検定試験、医療事務試験などの受験を促進している。

<各学科、コース及び専攻科の資格等取得状況> (令和5年度卒)

資格・試験・免許・講習名	受講者 受験者数	取得者	資格種類	備考
地域共生学科食物栄養コース				
栄養士	39	37	国家資格	
茶道鎮信流初歩伝	39	39	民間資格	
地域共生学科製菓コース				
製菓衛生師受験資格	14	6	国家資格	
茶道鎮信流初歩伝	14	14	民間資格	
ラッピングコーディネーター	1	1	民間資格	教育課程外
地域共生学科介護福祉コース				
介護福祉士	24	18	国家資格	
茶道鎮信流初歩伝	28	28	民間資格	
地域共生学科国際コミュニケーションコース				
茶道鎮信流初歩伝	60	60	民間資格	
保育学科				
保育士	73	73	国家資格	
幼稚園教諭二種免許状	74	74	国家資格	
茶道鎮信流初歩伝	76	76	民間資格	
専攻科保育専攻				
幼稚園教諭一種免許状	5	5	国家資格	

<就職支援対策>

- ・ 学生支援課の役割は、学生の就職活動を支援することに重点を置いている。具体的には、就職意識を高めるために「就職支援講座」や「キャリア支援講座」を適切な時期に開講し、早期から学生の就職に対する意識の醸成に取り組んでいる。
- ・ 「医療事務講座」では外部専門学校と連携し、学内に講師を招聘して2週間にわたる集中講義を実施し、資格取得を支援している。「エアライン講座」では、航空業での就業経験を有する外部講師を招き、実践的な指導を通じて航空業を志望する学生の資質向上に取り組んでいる。
- ・ キャリアコンサルタント有資格者による指導を行い、NJC 就活個人カルテを作成して、各学生の志望進路を把握し、個別に指導を実施している。
- ・ 各種合同企業面談会への積極的な参加を促し、他大学の学生と交流する機会を作り、就職活動へのモチベーションの向上を図っている。また、企業、施設、団体に外部講師を依頼し、実務経験に基づく現場の声を学生が聴くことで、職業観の向上に繋げている。

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学生生活の安定のための支援

- ・学生支援は、基本的には CA が中心であるが、学内全体の支援体制としては、事務局の学生支援課、委員会は学生委員会等と連携する教職協働体制が機能している。
- ・学生便覧に学生生活要綱を記載し、「授業支援」「修学上の配慮」「服装指導」「学生証」「オフィスアワー」「ハラスメント防止」「学生相談（カウンセリング）」「健康管理」「防犯」「クラスアドバイザー制度」「キャリア支援」「通学」「アルバイト」などの事項を周知している。
- ・「学友会活動」「クラブ活動」「学園祭」など、学生が主体的に参画する活動の支援体制を整備している。「学友会活動」では学生会員の代表で構成された学友会執行部が運営の中心となり、教職員と協働して様々な活動を展開している。学園祭「白蝶祭」は例年 10 月に開催され、学友会執行部が運営の中心となり、学生の相互交流と学修成果の発表を目的としている。「クラブ活動」は運動系 5 クラブ（バレーボール、バドミントン、ソフトテニス、フットサル、クライミング）、文化系 7 クラブ（吹奏楽、ICE クラブ、軽音楽、赤十字ボランティア、ダンス、茶道）、及び 3 つのサークル（手芸、弓道、広報）で構成され、学生が主体的に活動を行っている。
- ・通学支援として、公共交通機関による通学が不便な学生には学生駐車場を確保し、自家用車での通学を許可している。また、バイクや自転車通学者には駐輪場を提供している。さらに、平成 23 年度よりスクールバス制度を導入し、通学の利便性を向上させるとともに、通学時間と経済的負担の削減を図っている。
- ・長崎県内の遠距離居住者に対し、住居費または交通費を補助し、経済的負担の軽減に寄与している。
- ・保健室を中心に学生相談室及び CA が連携し、学生の健康管理と相談体制を整備している。毎年 4 月には、全学生を対象に健康診断及びこころの健康調査（UPI 調査）を実施し、必要に応じて医療機関での精密検査を薦めるなど、早期対応に努めている。日常的な体調不良や怪我については養護教諭が対応し、メンタルヘルスに関しては学生相談員（カウンセラー）が助言や指導を行い、必要に応じて CA とも連携しながら支援を提供している。また、専門的な援助や治療が必要な場合には、行政機関や専門医を紹介することで、学生の心身の健康を包括的に支援している。
- ・令和 2 年 4 月より給付奨学金及び授業料等減免制度（修学支援制度）が導入されたが、依然として経済的困難により就学が困難な学生が存在している。このため、本学では日本学生支援機構や社会福祉協議会の修学支援制度を紹介している。さらに、学内独自の特待生制度を設け、人物・学業共に優秀で経済的理由により就学が困難な学生に対し、奨学金の給付または入学金・授業料の減免を行うことで、就学継続を支援している。

<p>ア. 学校推薦型選抜指定校推薦特待生制度・一般特待生制度</p> <p>本学奨学生入試による成績優秀者に対し、入学後の授業料を減免する場合がある。 （対象：全学科）</p>
<p>イ. 資格特待生制度</p> <p>本学入学試験に合格した者の内、出願時または入学時までに資格特待生の【適用資格】を取得している者に対し、入学金を減免する。（対象：全学科）</p>
<p>ウ. 内部入試入学金減免制度</p> <p>同一法人内高等学校からの進学希望者に対し、奨学金として入学金を減免する。（対象：全学</p>

科)
<p>エ. 外国人留学生授業料減免制度</p> <p>経済的理由による就学困難な者を支援することと国際交流の促進を目的とし、海外からの外国人留学生に対し、検定料、入学金及び授業料の一部を免除する。(対象：全学科)</p>
<p>オ. 国際教育奨学金</p> <p>次の検定試験合格者に対し、奨学金 50,000 円を支給する。 英検準 1 級以上、TOEIC700 点以上、TOPIK5 級以上、HSK5 級以上 サービス接遇検定 1 級等、これに準ずる資格試験 当該奨学金制度は、本学の授業料減免制度と重複して申し込むことはできない。</p>
<p>カ. 遠距離居住者就学支援制度</p> <p>長崎県内に自宅があり、通学が困難な遠距離居住者についてその家賃又は交通費の一部を就学支援金として給付する。</p>
<p>キ. 専攻科保育専攻特待生入試制度</p> <p>本学奨学生入試による成績優秀者に対し、入学後の授業料を減免する場合がある。</p>
<p>ク. 専攻科保育専攻短大内部入試制度</p> <p>本学短大内部入試による成績優秀者に対し、入学後の授業料を減免する場合がある。</p>

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

- ・ 本学は、施設及び設備の整備を通じて、教育環境の向上と適切な維持管理に取り組んでいる。
- ・ 短期大学設置基準で求められる校地面積 5,000 m²、校舎面積 6,150 m²以上の基準に対し、校舎敷地 19,287 m²、運動場用地 1,804 m²、校舎面積 8,052 m²を確保し、基準を充足している。体育館は 1,641 m²の面積を持ち、体育授業、部活動、各種式典など多目的に活用している。
- ・ 教育課程の編成・実施方針に基づき、アクティブ・ラーニング型授業に対応するための環境整備を推進している。教室にはプロジェクター、スクリーン、可動式机椅子を導入し、授業録画システムや電子黒板を整備している。これにより、技術サービスや専門的支援を提供し、施設設備の向上を図っている。
- ・ 学内 LAN やサーバー等の技術的資源については計画的な維持管理を行い、平成 30 年度には老朽化したサーバーを更新した。この更新により、OS (Windows 10) のアップデート管理が可能となり、共有ドライブの容量増加により運用効率も向上した。令和 2 年度には学内 Wi-Fi アクセスポイントの入れ替え及び増設、令和 3 年度には LAN 張り替え工事と主要教室への情報コンセントを設置し、有線・無線の双方で安定したインターネット環境を整備している。これにより、オンラインやオンデマンド授業にも対応可能な体制を構築した。
- ・ コンピュータ教室を 2 室 (学生用パソコン 48 台及び 30 台設置)、LL 教室 (CALL) を特

別教室として備え、学生の学習ニーズに対応している。

- ・管財に関しては、学校法人九州文化学園固定資産及び物品管理規則ならびに図書管理規定を整備し、これらの規定に基づいて施設設備や管理備品をシステム登録して適切に管理している。特に、実験室の薬品については管理簿を活用し、消耗品や貯蔵品なども適切に維持管理している。

【地域共生学科】

- ・本学の食物栄養、製菓、介護福祉の3コースでは、それぞれ養成施設として必要な教室設備を整備している。これにより、専門的な教育や実習が効果的に行える環境を構築し、学生の実践的な学びを支えている。

【地域共生学科 食物栄養コース】

- ・栄養士法施行規則に基づき、栄養士養成施設として必要な設備を整備している。具体的には、「調理実習室」「試食室」「栄養指導室」「給食実習室」「実習食堂」「運動生理学実験室」「食品衛生実験室」を設置し、専門的な実習環境を備えている。

【地域共生学科 製菓コース】

- ・製菓衛生師法施行規則に基づき、製菓衛生師養成施設として必要な「製菓実習室」及び「ロッカールーム」を整備している。製菓実習室には必要な機器を配備し、実践的な教育環境を提供している。また、「カフェ学」の開講に伴い、エスプレッソマシーンを設置した専用の実習室を整備し、多様な学びに対応できる環境を構築している。

【地域共生学科 介護福祉コース】

- ・本学は、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則に基づき、介護福祉士養成施設として必要な要件を満たす施設を整備している。具体的には、「介護実習室」や「入浴実習室」などを設置し、実践的な介護技術の習得を支える教育環境を提供している。

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- ・LL教室やコンピュータ室を中心に学修環境の整備に力を入れている。さらに、コース独自のパソコンを置き、普通教室等においてもパソコンを使用した授業や個人学習が行える環境を整備している。これにより、学生の多様な学びのニーズに対応し、効果的な学修活動を支援している。

【保育学科】

- ・児童福祉法施行規則及び教育職員免許法施行規則に基づき、保育士養成施設及び幼稚園教諭養成課程として必要な施設を整備している。具体的には、「保育実習室」「ピアノレッスン室」「リズム室」「絵画工作室」などを設置し、実践的な学びを支える教育環境を提供している。

【専攻科保育専攻】

- ・教育職員免許法施行規則に基づき、幼稚園教諭養成課程に必要な施設を整備しており、「ピアノレッスン室」「音楽室」「絵画工作室」などを設置し、実習及び学びの環境を充実させている。さらに、日常的な研究活動を支援するため、学生に学習机を1台備えた「専攻科室」を設置し、学びをサポートしている。

② 図書館の有効活用

- ・図書館の面積は190㎡で蔵書数や学生数に対して若干不足しているものの、グループ利用やレポート作成、試験前の個別学修など、学修センターとしての機能を十分に果たし

ている。令和6年4月1日時点で、蔵書数は41,754冊、学術雑誌は82種、視聴覚資料は762種類を所蔵しており、年間平均して約300冊の新規蔵書を入れている。また、国立情報学研究所 NACSIS-CAT/ILL や国立国会図書館、県内図書館ネットワーク等を活用し、相互利用を促進している。図書館の座席数は61席で、通常利用時には特に支障はないが、利用状況により若干不足する場合がある。

- 図書の受け入れについては、毎月開催される図書委員会で選書を行い、学生からのリクエストも常時受付けている。購入図書選定システムが確立されており、資料の除却は図書委員会で審議後に実施している。辞書や年鑑等の参考図書も所蔵しており、年度毎に発行される白書等の新しい資料も順次入れ、情報整備を行っている。シラバスに掲載されている参考図書は別置棚に配架しているほか、就職関連資料の管理を就職課から図書館に移行し、eBook を活用した新刊図書の提供により学生の就職活動支援にも力を入れている。
- 平成29年3月には図書館を改装し、閲覧室にWi-Fi 設備や機器用電源を設置、イベント使用が可能な小上がりも設けるなど、フロアレイアウトに可変性を持たせ、授業やラーニングコモンズとしての機能も充実させた。地域住民にも開放され、地域の学習資源センターとしての役割を担っているが、現状では一般利用者の数は少ない。

③ 施設・設備の安全性・利便性

- 本学では、障がい者対応の設備としてスロープや多目的トイレを一部備えており、障がいを持つ学生に対しては、その状態に応じた対応を行っている。また、火災や地震に備えた定期的な点検と訓練を実施しており、毎年1回の避難訓練を教職員と学生が一緒に行っている。防火設備の点検整備は民間業者に委託し、非常時に備えた体制を整備している。さらに、緊急時の連絡網を整備しており、アクティブポータル、ホームページ、グーグルクラスルームを活用して教職員及び学生全員に速やかに情報を伝達できるシステムを導入し、適切に機能している。
- 防犯対策としては、防犯カメラを設置し、定期的に稼働状況や設置場所、撮影方向などを点検している。点検結果や学生の要望を踏まえ、正門口に新たに防犯カメラとLED照明設備を設置した。
- 本学の校舎はすべて耐震基準を満たしており、学生と教職員が安心して学び、働ける環境を提供している。

[基準3の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 教育目的に基づきアドミッション・ポリシーを策定し、アンケート結果等をもとに逐次見直しを行っている。多様な入試制度を導入し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れを行い、同時にその効果を検証している。
- 学修支援組織として、教務委員会及び自己点検評価委員会を設置し、教員と職員の協働体制を実現している。また、障がいを理由とした修学上の合理的配慮に対応する体制を整えており、さらに様々な学修支援を必要とする学生にも対応している。
- 地域共生学科食物栄養コースでは、令和5年度に卒業した学生の多くが栄養士として病院や高齢者施設、保育所等に就職しており、栄養士の養成において一定の評価を得ている。また、4人の学生が四年制大学に編入し、本学の教育課程で得た学力が証明された。
- 地域共生学科製菓コースは、短期大学では初の製菓衛生師養成校として20年の実績があり、多くの卒業生が専門職に就いているが、離職率が高い現状がある。しかし、過去の就職先からの求人があり、製菓衛生師養成校としての評価は得ている。また、卒業生の中には独立し、オーナーとして活躍する者も増えており、地域の洋菓子店での活躍が見られる。

- ・地域共生学科介護福祉コースは、長崎県北部で最初の介護福祉士養成校として 30 年の実績を誇り、卒業生は専門知識と技術を活かして介護福祉士として職務を全うしており、施設から高い評価を得ている。
- ・地域共生学科国際コミュニケーションコースでは、学生支援課と CA が連携し、学生に対して適切な就職先の紹介及び心理的アドバイスを提供するキャリア支援を行っている。さらに、キャリア系の科目を多く配置し、実践的なビジネスマナーやホテル業論、ホスピタリティビジネス、キャリアガイダンス、学外学修事前指導、学外学修事後指導などの科目を通じて、職業人として必要な専門的及び汎用的スキルを教授している。
- ・保育学科は、長崎県北部で唯一の保育者養成施設であり、ほとんどの学生が取得した資格を生かして保育現場に就職している。また、実習先がそのまま就職先となることも多い。地元の保育関連施設からは本学卒業生に対する期待が高く、その役割は非常に重要である。こうした中、本学の卒業生は保育人材としての責務や使命感が強く、実践力を兼ね備えた保育者として第一線で活躍しており、高い信頼と良好な評価を得ている。
- ・専攻科保育専攻は、有給インターンシップ制度を導入し、インターンシップの調整や問題解決を通じて、保育人材養成における学修成果の点検が行われている。研究発表会では、保育施設の関係者からの意見を受けて教育課程の改善が図られている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・図書館の蔵書数や視聴覚教材の増加に伴い、将来的な施設の拡充に関する検討が必要である。
- ・学生支援システムが未成熟であり、さらなる改善が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・昭和 60 年に落成した校舎は、建築後 39 年を経過しており、一部改修を行っている。平成 23 年度に実施した施工業者による「建物・施設整備の診断」を基に、新たにエコキャンパス化を進める改修や効率的な空調設備の更新、その他の設備機器の改修を含め、年次計画の中で検討している。
- ・学生の個人情報管理は厳密に行い、合理的配慮を含めた学修支援、生活支援、進路支援が提供できるよう、研修の機会を設けながら学生支援システムの構築を目指している。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

- ・ディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシーに関する見直しを平成 29 年度に実施し、学則第 1 条、第 6 条の 3、第 48 条に示された機関及び各学科、コース、専攻科の教育目的を反映した到達目標を、学修成果及び卒業認定・学位授与の方針（～ができる、～を身につける）として定義した。教育目的⇒到達目標⇒学修成果／卒業認定・学位授与の方針という策定プロセスの中で、教育目的を学修成果及びディプロマ・ポリシーに反映させた。

- ・ディプロマ・ポリシーは大学案内、学生募集要項、ホームページ、学生便覧等を通じて周知されている。また、学期末に実施されるディプロマ・ポリシー到達度調査において、学生は在学期間中に計4回、それぞれ学科・コースのディプロマ・ポリシーに基づき作成されたルーブリック評価に回答している。ディプロマ・ポリシー到達度調査は、学生がディプロマ・ポリシーを認識するだけでなく、学修状況がディプロマ・ポリシーのレベルに達しているか否かを自己採点する機会となっている。

<p>学科の目的</p>	<p>【地域共生学科】（学則第6条の3、DP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生学科は、地域に根差した、地域に役立つことができる中核人材を育成することを目的とし、栄養、製菓、介護福祉、国際コミュニケーションの分野で活躍することができる人材を育成することを目的とする。 <p>＜地域共生学科 食物栄養コース＞（DP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物栄養コースは、食と栄養に関する専門的知識と技能の修得を通して豊かな感性や創造力を養い、地域の食生活の発展に貢献できる質の高い栄養士を養成することを目的とする。 <p>＜地域共生学科 製菓コース＞（DP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物に関する専門的知識と製菓技術の習得を通して、豊かな感性や想像力を養い、地域の公衆衛生の向上に貢献できる質の高い製菓衛生師を養成することを目的とする。 <p>＜地域共生学科 介護福祉コース＞（DP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要とする人の生活を大切にし、自立を支える介護福祉の専門的知識や技能を備えた介護福祉士の養成を目的とする。 <p>＜地域共生学科 国際コミュニケーションコース＞（DP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用的な外国語能力を使い多様な人々とコミュニケーションをとる能力を身に付け、地域社会で必要とされ、生き抜いていくための様々な力を身につけた人材を養成することを目的とする。 <p>【保育学科】（学則第6条の3、DP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育学科は保育に必要な知識や技能の習得を通して、心豊かな人間力を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を育成することを目的とする。 <p>【専攻科保育専攻】（学則第15章 専攻科 第48条、DP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専攻科は、短期大学における一般的及び専門的教養の基礎の上に立ち、さらに、保育の専攻分野について深い学識と研究能力を培うことを目的とする。
--------------	---

② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知、厳正な適用

- ・単位認定基準は、ディプロマ・ポリシーに対応したシラバス記載の成績評価基準に基づき策定し、シラバスを通じて周知している。進級基準は設けていない。卒業・修了認定基準は学位プログラムごとに策定し、学生便覧等で周知している。単位認定基準は、ディプロマ・ポリシーに対応したシラバス記載の成績評価基準に基づき厳正に運用している。卒業・修了認定は、年度末に開催される教授会で、学生の成績（単位取得状況）に

ついて学科長等から報告を受けた上で、厳正に審議した上で適用している。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- ・地域社会の発展に寄与する豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目指す本学の卒業認定・学位授与の方針に基づく学修成果を達成するため、学科、コース及び専攻科では体系的で系統的な教育課程を編成し実施している。カリキュラム・ポリシーは以下の通りであり、学生には編成や実施の方針に加え、評価の方法についても周知している。

<地域共生学科食物栄養コース>

教育課程編成の方針	<p>1 社会人としての教養(基礎知識)を高めるために、全学必修の「茶道文化」「データサイエンス基礎」を配置する。 他者を理解し、尊重することができる社会性を養うために学科の専門科目内でのグループワーク型授業を配置する</p> <p>2 栄養士に必要な専門知識を修得するために栄養士養成規定科目を配置する</p> <p>3 栄養士の業務に必要なコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を高めるために、「給食の運営」、「栄養の指導」に関する科目を配置する</p> <p>4 食と健康、食とスポーツ、食とライフステージに関する課題解決能力を高めるために「栄養の指導」、「スポーツ栄養」、「栄養と健康」に関する科目を配置する</p> <p>5 学修体験を統合するために、「総合演習」を配置する</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックス及び、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
教育課程実施の方針	<p>教育内容・教育方法・学修方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 栄養士法施行規則を遵守し、教養科目や食と栄養に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期(セメスター・クォーター)毎に、講義、演習、実習を適切に配置し、グループワーク、学外実習、ケースメソッドなどのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。 学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多面的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
評価の方法	<p>評価については以下の通り定めます。</p> <p>(3) 評価(アセスメント) 地域共生学科食物栄養コースの卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業内の小テストやアクティブラーニングの成果物、評価期間の筆記試験、レポート、提出作品に対する評価、授業内の取</p>

	<p>り組み参加態度、研究の成果物に対する評価、学外実習の自己評価と他者評価を用い、学位プログラムのレベルでは、栄養士実力認定試験、卒業時の研究成果に対する評価、学外実習の外部評価を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、地域共生学科食物栄養コースの教育の質を担保します。</p> <p>学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>
--	---

<地域共生学科製菓コース>

教育課程 編成の方針	<p>1 基礎的な学力を身につけ、社会の出来事に興味を持ち積極的に学び続けるために、「茶道文化」、「データサイエンス基礎」、「地域と人々」などを配置する</p> <p>2 製菓製造に関わる専門的知識を身につけるために「食品衛生学」、「製菓理論」をはじめとする製菓衛生師専門科目を配置する</p> <p>3 製菓製造の場面での自分の役割を理解し、協働作業を行う力を獲得するために「製菓実習」、「調理実習」などを配置する</p> <p>4 専門的知識・技能を応用して課題解決のためのアイデアを構想し、そのアイデアを実行するために「製菓店経営概論」、「総合演習」などを配置する</p> <p>5 学修体験をもとに、自己のキャリアを主体的にデザインすることができるように「カフェ学」、「総合演習」、「ビジネスマナー」などを配置する</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
教育課程 実施の方針	<p>教育内容・教育方法・学修方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 製菓衛生師法施行規則を遵守し、教養科目や食物に関する専門的知識と製菓技術の専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期（セメスター・クォーター）毎に、講義、演習、実習、実験を適切に配置し、実務家教員による実技指導やトータルコーディネイト科目、学内外の実習体験などのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。</p> <p>学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多面的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
評価の方法	<p>評価については以下の通り定めます。</p> <p>(3) 評価（アセスメント） 地域共生学科製菓コースの卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとしてセメスターごとの製菓実技試験や学園祭と卒業前のデザートbuffetの自己評価と他者評価、長崎県製菓衛生師試験を用い、学位プログラムのレベルでは、インターンシップ先の他者評価や製菓衛生師国家試験の成果を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、地域共生学科製菓コースの教育の質を担保します。</p> <p>学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>

<地域共生学科介護福祉コース>

教育課程 編成の方針	<p>1 人間力を養うため、「茶道文化」、「データサイエンス基礎」をはじめとした基礎科目、「人間の尊厳と自立」、「人間関係とコミュニケーション」、「介護の基本」などの専門科目を配置する</p> <p>2 専門的知識と技能を養うため、介護の領域として「介護の基本」、「生活支援</p>
---------------	---

	<p>技術」など、こころとからだのしくみの領域として「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」など、人間と社会の領域として「社会の理解」など、順次性と系統性を考慮しながら配置する</p> <p>3 コミュニケーション能力を養うため、基礎的な知識の習得を目指して「コミュニケーション技術」を配置する。また、コミュニケーション能力を発揮する機会として「介護実習」を配置する</p> <p>4 課題解決能力を養うため、「介護過程」を配置し、「介護の基本」、「生活支援技術」、「こころとからだのしくみ」といった知識と技能の修得に関する科目と「介護実習」をつなぐ</p> <p>5 主体的に学ぶ力を養うため、実習前後の準備と事例研究の作成を行う「介護総合演習」と59日間の「介護実習」を配置する</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
教育課程 実施の方針	<p>教育内容・教育方法・学修方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 社会福祉士介護福祉士学校指定規則を遵守し、教養科目や介護福祉に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期（セメスター・クォーター）毎に、講義、演習、実習を適切に配置します。また、グループワークや個別事例を活用した授業、さらに、学修段階により実習場所・目的・期間が適宜構成された介護実習などのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。</p> <p>学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多面的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
評価の方法	<p>評価については以下の通り定めます。</p> <p>(3) 評価（アセスメント） 地域共生学科介護福祉コースの卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとして介護実習の自己評価と他者評価や事例研究発表会の自己評価と他者評価を用い、学位プログラムのレベルでは、介護実習と事例研究発表会の外部評価や卒業時共通試験および介護福祉士国家試験を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、地域共生学科介護福祉コースの教育の質を担保します。</p> <p>学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>

<地域共生学科国際コミュニケーションコース>

教育課程 編成の方針	<p>1 豊かな人間力を養うために、全学必修の「茶道文化」、「データサイエンス基礎」をはじめとする基礎科目、学科の専門科目内でのグループワーク型授業、地域をフィールドに展開する「Awesome Sasebo! Project」関連科目を配置する</p> <p>2 専門的知識や技能を育むため、語学系の講義科目・演習科目や、比較文化学系の講義科目・演習科目を、順次性と系統性に配慮しながら配置する 講義科目においても可能な限り、アクティブラーニング型の授業を展開する</p> <p>3 コミュニケーション能力を育むため、「Awesome Sasebo! Project」活動、インターンシップ、留学体験等、多様な学外体験学修の場で出会う多様な人々（学修に関するステークホルダー）との交流を促進する機会を設ける</p> <p>4 課題解決能力を育むため、（実践的な課題を発見し解決する力を高めるために、）「Awesome Sasebo! Project」活動、インターンシップ、留学体験等、多様な学外体験学修の場を本コースの教育課程の中核に位置づける</p>
---------------	---

	<p>5 キャリアデザイン力を育むため、「キャリアガイダンス」、「キャリアプランニング」、「ビジネスマナー」等のキャリア関連の専門科目を適切に配置し、「卒業研究」を総まとめ科目とする</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
教育課程 実施の方針	<p>教育内容・教育方法・学修方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 教養科目や多様な人々とコミュニケーションをとるための専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期（クォーター・セメスター）毎に、講義、演習、実習を適切に配置し、グループワーク、地域をフィールドに展開するオーサムサセボプロジェクト、インターンシップ、留学、サービ斯拉ーニングなどのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多面的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
評価の方法	<p>評価については以下の通り定めます。</p> <p>(3) 評価（アセスメント） 地域共生学科国際コミュニケーションコースの卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとして語学検定やオーサムサセボの成果発表に関する自己評価と他者評価等を用い、学位プログラムのレベルでは、インターンシップ先と留学先の外部評価やオーサムサセボの成果発表に関する外部評価等を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、地域共生学科国際コミュニケーションコースの教育の質を担保します。学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>

<保育学科>

教育課程 編成の方針	<p>1 大学教育の学びの基礎を養うために、基礎教育科目を配置する</p> <p>2 保育・教育の本質と目的に関する科目を配置する</p> <p>3 保育の対象の理解に関する科目を配置する</p> <p>4 保育の内容・方法に関する科目を配置する</p> <p>5 保育実践に関する科目を配置する</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
教育課程 実施の方針	<p>教育内容・教育方法・学修方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 児童福祉法施行規則ならびに教育職員免許法施行規則を遵守し、教養科目や保育に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期（セメスター・クォーター）毎に、講義、演習、実習、実技を適切に配置し、実務家教員による授業、反転授業、フィールドワークなどのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。</p> <p>学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多面的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
評価の方法	<p>評価については以下の通り定めます。</p>

	<p>(3) 評価 (アセスメント)</p> <p>保育学科の卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとして学外実習の自己評価と他者評価や「保育実践演習」の課題シート、履修カルテ等の自己評価を用い、学位プログラムのレベルでは、学外実習等の外部評価を用い、多面的で総合的な評価 (アセスメント) を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、保育学科の教育の質を担保します 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>
--	---

<専攻科保育専攻>

教育課程 編成の方針	<p>1 保育現場において活用する語学とPC操作の科目を配置する。 保育職の意義、保育の基礎理論、幼児の理解および幼児の活動を支援する方法に関する科目を配置する</p> <p>2 保育実践力を培うための科目を配置する</p> <p>3 幼児を取り巻く社会状況の認識や精神文化についての科目を配置する</p> <p>4 課題探求と総合的保育力を向上させるための科目を配置する</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
教育課程 実施の方針	<p>教育内容・教育方法・学修方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 教育職員免許法施行規則を遵守し、教養科目や保育に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期 (セメスター・クォーター) 毎に、講義、演習を適切に配置し、保育ならびに教育機関等の実地視察、保育インターンシップを支援する授業、実務家教員による授業などを取り入れたアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。 学生の学び (学修成果) の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多面的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
評価の方法	<p>評価については以下の通り定めます。</p> <p>(3) 評価 (アセスメント)</p> <p>専攻科保育専攻の修了認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとしてインターンシップ記録を基にした自己評価、学位授与機構による学位認定審査を用い、学位プログラムのレベルでは、修了研究発表会の外部評価、学位授与機構による教育の実施状況等の審査等を用い、多面的で総合的な評価 (アセスメント) を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、専攻科保育専攻の教育の質を担保します。 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>

② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- ・ 本学の機関としてのディプロマ・ポリシーは、学則第 1 条に基づき「実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人を育成する」という目的で展開される教育課程の履修を通して、学生が身につけることのできる 5 つの力「1 心豊かな人間力、2 確かな専門的知識や技能、3 課題解決能力、4 コミュニケーション能力、5 主体的に学ぶ力」を教育目標として掲げている。これら 5 つの教育目標の達成を「学修成果 (～ができる。～を

身につける)」と定め、5つの「学修成果」をディプロマ・ポリシーの到達目標とした。また、専攻科保育専攻では、「1 知識・専門技術・理解、2 汎用的技能、3 態度・志向性、4 総合的な学習経験と創造的思考力」の4項目を教育目標及び学修成果とし、ディプロマ・ポリシーの到達目標と定めた。

- ・学修成果達成のために、教育課程を体系的・系統的に編成したものがカリキュラム・ポリシーであり、一貫性があると言える。
- ・シラバスは、ディプロマ・ポリシーに定める5つの力のうち、どの能力を修得するかを示すとともに、授業科目の成績基準や評価について記載している。また、カリキュラム・マトリックスでも、5つの力のうちその科目において主にどの能力を修得することになるのかを明示している。

③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- ・カリキュラム・ポリシーは(1)教育内容、(2)教育方法・学修方法、(3)評価(アセスメント)の3つで構成されており、各学科のカリキュラムは、このカリキュラム・ポリシーに沿って編成している。
- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえ、すべての授業科目には到達目標が設定され、この目標を達成するために構成した授業計画(シラバス)に沿って授業を展開している。各授業科目は、カリキュラム・ポリシーに沿って配列し、実施している。また、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスを作成し、ディプロマ・ポリシーの到達目標である学修成果の可視化を図っている。
- ・キャップ制を導入し、年度内の履修登録単位数の上限を50単位に設定している。

【地域共生学科】

- ・地域共生学学科においては学科としてのカリキュラム・ポリシーは策定しておらず、各コースにおいてそれぞれのカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。

【地域共生学科 食物栄養コース】

- ・カリキュラム・ポリシーに則り、栄養士法施行規則別表第1に規定する科目及びコース独自の科目を配置し、「栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠した編成を行い、教育課程を体系的に編成している。
- ・基礎教育科目のうち、「基礎化学」「基礎化学実習」は、コース専門教育科目の内容に関連が深いため、履修を推奨している。
- ・導入教育として専門教育科目に「栄養士論」を配置し、「栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」における「栄養士として求められる基本的な資質・能力」を身につけるための基礎知識の習得を行っている。
- ・栄養士養成施設に必要な科目として、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」に関する科目を配置し、「栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」における「社会と栄養」「食事の管理を中心とした栄養管理の実践のための基礎科学」「食べ物をベースとした食事の管理を中心とした栄養管理の実践」「ライフステージと食事の管理を中心とした栄養管理の実践」「疾病と食事の管理を中心とした栄養管理の実践」「給食の運営に関する総合実習」について学ぶことで、栄養士としての職務を遂行するための知識、技術を体系的に修得できるようにしている。
- ・栄養士に必要な調理技術を身につけるため、調理や給食に関する実習を栄養士法施行規則に規定されている単位数の2倍配置している。
- ・キャップストーン科目として「総合演習 A」及び「総合演習 B」を配置し、学生の学修

体験の統合と学修成果の確認を行っている。

- 学修意欲の高い学生のための支援が不足していることが課題となっていたため、令和5年度に意欲や能力の高い学生の知識・技術の向上を目的に「栄養学専門演習」を新設し、令和6年度より開講予定である。

【地域共生学科 製菓コース】

- 製菓衛生師法施行規則を遵守し、教養科目や製菓に関する専門的知識と技術の専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必須科目や選択科目の内容に沿った教育を実施している。
- 学期（セメスター）毎に、講義、演習、実習、実験を適切に配置し、実務家教員による実技指導やトータルコーディネーター科目、学内外の実習体験などのアクティブ・ラーニング型授業を展開している。
- 学生の学び（学修成果）の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多面的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックしている。
- 基礎教育科目のうち、「ビジネスマナー」、「実践文書作成」は、コース専門教育科目「インターンシップ」の指導に、「フランス語Ⅰ・Ⅱ」は洋菓子製造に関連が深いため、履修を推奨している。
- 製菓衛生師養成施設に必要な科目として、製菓製造に関わる専門的知識を身につけるために、「食品衛生学」、「製菓理論」をはじめとする製菓衛生師専門科目を配置している。また、専門的知識・技能を応用し、課題解決のためのアイデアを構想し、実行できるよう「製菓店経営概論」を、自己のキャリアを主体的にデザインできるよう「カフェ学」などを配置している。
- キャップストーン科目として「総合演習Ⅰ」及び「総合演習Ⅱ」を配置し、学生の学修体験の統合と学修成果の確認を行っている。
- 就職先への定着を考え、令和5年度より「インターンシップ」を導入したが、その成果に関して分析を行い、事前・事後指導に当てる科目について検討をしている。

【地域共生学科 介護福祉コース】

- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則を遵守し、教養科目や介護福祉に関する専門科目を体系的に配列した教育課程を編成している。
- 学期（セメスター）毎に、講義、演習、実習を適切に配置している。また、グループワークや個別事例を活用した授業、さらに学修段階により実習場所・目的・期間を構成する介護実習などのアクティブ・ラーニング型授業を展開している。
- 学生の学びの確認と定着を促すために、各種試験・課題・レポート等による多面的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックしている。
- 「介護の基本」「コミュニケーション」「生活支援技術」「こころとからだのしくみ」「発達と老化のしくみ」「認知症の理解」「介護過程Ⅰ～Ⅳ」など介護福祉士に必要な知識や技術を体系的に習得できるような科目を編成している。
- キャップストーン科目では「介護総合演習Ⅰ」「介護総合演習Ⅱ」を配置し、介護実習前の準備並びに介護実習後の学修成果の確認を行っている。
- 「医療的ケア」では、介護福祉士が行う「経管栄養」「吸引」等の実技を行い、就職してからの実地研修に備えている。
- 基礎教育科目の中の「福祉文化」では、今後1年生の見学学修や地域とのふれあいなど学外に出て活動する科目への変更を検討している。

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- 以下の5つのカリキュラム・ポリシーに則り、コース独自の科目を配置し、教育課程を体系的に編成している。1. 豊かな人間力を養う、2. 専門的知識や技能を育む、3. コ

コミュニケーション能力を育む、4. 課題解決能力を育む、5. キャリアデザイン力を育む。

- ・導入教育として、基礎語学科目（「英会話」「中国語基礎」「韓国語基礎」「基礎日本語」）及び「異文化理解演習」を配置している。これにより、語学学修及び異文化理解の基盤を形成している。
- ・語学系科目においては、全ての授業を習熟度別に展開し、学生が学びやすい環境作りに努めている。しかしながら、語学力の差が大きく、既存のクラス数では対応が困難な状況である。この課題に対処するため、ITC の効果的活用を含む教授法の工夫が求められている。このため、語学教員間で定期的に情報交換を行い、改善を図っている。
- ・キャップストーン科目として「Awesome Sasebo! I～IV」及び「卒業研究」を配置し、学生の学修体験を統合し、学修成果を確認している。

【保育学科】

- ・児童福祉法施行規則及び教育職員免許法施行規則を遵守し、教養科目や保育に関する専門科目を体系的に配列した教育課程を編成している。さらに「教職課程コアカリキュラム」及び「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容」を踏まえ、二年間のカリキュラムを編成している。これらに基づき、必修科目及び選択科目の内容に沿った教育を実施している。
- ・学期（セメスター）ごとに講義、演習、実習、実技を適切に配置し、実務家教員による授業やフィールドワークなど、アクティブ・ラーニング型授業の展開に努めている。
- ・学生の学修成果の確認及び定着を促進するため、各種試験、課題、レポートなどを活用した多面的な評価を行い、その結果を迅速に学生へフィードバックしている。
- ・導入教育として、「保育原理」「保育内容総論」「社会福祉」を配置し、保育者に必要な資質を身につけるために基本的な知識の習得を図っている。また、最終学期にはキャップストーン科目である「保育実践演習（教職実践演習 幼稚園）」を開講し、これまでの学修内容や実習を振り返るとともに、自己課題の明確化と課題解決方法の考察を行う機会を提供している。これにより、保育者養成における総合的な学修成果を測定している。
- ・学修意欲の高い学生（成績上位学生）への支援を強化するため、令和6年度に「保育学特別演習」を開講する予定である。この科目では、学修意欲の高い学生の更なる向上を図るとともに、保育に関する専門的知識及び技術の習得を目指している。

【専攻科保育専攻】

- ・教育職員免許法施行規則を遵守し、同法第66条の6に基づく教育課程を編成している。この中には、領域及び保育内容の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳や総合的な学習の時間の指導法、生徒指導・教育相談に関する科目、その他の科目を体系的に配列しており、必修科目及び選択科目の内容に沿った教育を実施している。また、「教職課程コアカリキュラム」及び「独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構が定める単位修得の要件」を踏まえ、二年間のカリキュラムを編成している。
- ・学生の学修成果の確認と定着を促進するため、試験、課題、レポートなどを活用した多面的な評価を行い、評価結果を迅速に学生へフィードバックしている。
- ・学位申請のためのキャップストーン科目である「修了研究IV」では、これまでの学修を振り返り、自己課題を再考し、今後の展望を創出する授業を実施している。
- ・科目の特性や開講時期、授業方法の自由度を考慮し、次年度より約半数の科目をクォーター制科目として開講する計画を進めている。

④ 教養教育の実施

- ・ 本学の教養教育は、各学科、コース及び専攻科の教育課程における基礎教育科目として展開している。特に、本学の教養教育を特色づける基礎教育科目として、全学科必修で1年前期に開講される「大学教育入門」「データサイエンス基礎」「茶道文化Ⅰ」及び、後続する「茶道文化Ⅱ（1年後期）」「茶道文化Ⅲ（2年前期）」「茶道文化Ⅳ（2年後期）」がある。さらに、地域共生学科では、「地域と人々」「地域と職業」を配置している。
- ・ 「大学教育入門」は、大学での学びを理解し、長崎短期大学の学生として、また地域社会の一員としての認識を深めるとともに、社会人として必要な基礎力を養うことを目的としている。この講義は、学長をはじめとする学内教員と地域行政機関等から招いた外部講師によるオムニバス形式で行っている。教務委員会において毎年度、講義内容や担当者を検討・調整している。大人数形式の授業であるため、基幹教員（CA）がTAとして参画し、講義資料の準備、学生の出席管理、レポートの収集などを担当し、学生の学修成果の定着を支援している。
- ・ 「データサイエンス基礎」は、Society5.0を見据え、情報の正確な読解力と対話力、科学的な思考力と応用力、価値を見出す感性、そして好奇心と探求力を備えた人材を育成することを目指している。具体的には、多くの情報の中から有用なものを選択し、選択した情報を効果的に活用する手法について講義を行っている。
- ・ 「茶道文化」は、建学の精神を具現化した教養科目であり、2年間にわたり必修科目として全60回の授業（計4単位）を提供している。この科目は、茶道の点前習得を中心とした実技指導を通じて、日本の文化や伝統への理解を深め、社会人としての礼儀作法やマナー、コミュニケーション力、他者との協働力など、社会の自律的構成員としての基礎的な力を養成することを目的としている。授業は、学科・コース単位で6人程度の少人数グループ指導を基本とし、週に平均15コマ（クラス）を開講している。また、茶道文化専従の教職員に加え、多くの教職員がTAとして授業に参画している。指導の均質化を図るため、月1回の茶道文化会議を開催し、指導内容の確認と共有を行っている。

⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

- ・ 教学改革に関する事項を教務委員会及び大学改革・IR委員会で協議・検討し、教授方法の改善に取り組んでいる。全学共通の具体的な取り組みとして、前期及び後期の年2回にわたり授業アンケートを実施している。授業担当者は、集計された評価結果を基に、次の開講に向けた授業改善を目的としてティーチングポートフォリオ（教育業績書）を作成し、個々の授業及び教育方法の改善に繋げている。
- ・ 授業のピアレビューを前期及び後期に年2回実施している。ピアレビューでは、授業内容や方法に関する改善点をピアレビューシートに記載し、それを公開・共有することで、教員が教授方法の改善を図っている。令和5年度の実績として、前期の対象科目は9科目、参加者数は16人、後期の対象科目は19科目、参加者数は28人であった。

【地域共生学科】

- ・ 地域共生学科では、各コースで教授方法の工夫と効果的な教育実施に取り組んでいる。食物栄養コースでは実務家教員による実践的な指導や調理実習を通じて現場で必要なスキルを習得させている。製菓コースではインターンシップを導入し、事前・事後指導について検討を続けている。介護福祉コースでは対面授業や実技に加え、オンデマンド授業を組み合わせた柔軟な学修方法を提供している。また、国際コミュニケーションコースでは習熟度別授業やチームティーチングを導入し、学生の多様な学びに対応している。いずれのコースも授業アンケートや学生意見を活用し、教授方法の改善を継続的に図っている。

【地域共生学科 食物栄養コース】

- ・ 専門教育科目においては、実務家教員を配置し、実践的な経験に基づいた指導を通じて学生が実務能力を身につけられる教育を実施している。栄養士に求められる知識や技術の修得を目指し、1年次には「調理学実習Ⅰa・Ⅰb」「調理学実習Ⅱa・Ⅱb」による週2回の調理実習を行い、2年次には「応用栄養学実習」「臨床栄養学実習」を通じて、各ライフステージや疾患に対応した調理方法を学ばせている。また、「給食管理実習」では、給食現場に必要な知識・技術を学び、実践的な能力や現場で求められるコミュニケーション能力を修得できるようにしている。
- ・ 学修意欲の高い学生への支援が不足している課題に対応するため、令和5年度に意欲や能力の高い学生を対象とした「栄養学専門演習」を新設した。この科目は、学生の知識・技術の向上を目的としており、令和6年度から開講予定である。
- ・ 教授方法の改善に関しては、「授業の自己評価とアンケート」の結果を基に、各教員が授業内容を見直している。さらに、授業中に学生の意見や学修状況を随時確認し、それを今後の授業改善に活用している。

【地域共生学科 製菓コース】

- ・ 就職先への定着を考慮し、令和5年度から「インターンシップ」を導入した。この取り組みについては成果の分析を進めており、事前・事後指導を実施するための関連科目の設置について検討を行っている。
- ・ 教授方法の改善に向けては、「授業の自己評価とアンケート」の結果を基に各教員が授業内容を見直している。また、授業中に学生の意見や学修状況を随時確認し、それらを今後の授業改善に積極的に活用している。

【地域共生学科 介護福祉コース】

- ・ 学生アンケートから介護福祉という職種をより広い視点で理解する必要性が明らかになったため、基礎教育科目「福祉文化」を今後は1年次配当科目とし、見学学修や地域とのふれあいなど学外活動を取り入れた内容への変更を検討している。
- ・ 教授方法に関しては、対面講義や実技に加え、繰り返し学修が可能なオンデマンド授業を活用するなど、多様な形式を取り入れている。また、全ての開講科目において授業アンケートを実施し、授業担当者は集計結果を基に授業内容や教育方法を見直し、改善に努めている。

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- ・ すべての語学系科目において、習熟度別の授業を展開し、学生が学びやすい環境の構築に努めている。しかし、学生間の語学力の差が大きいため、既存のクラス数では対応が困難な状況にある。このため、効果的なICTの活用や教授法の工夫が求められている。こうした課題に対応するため、語学教員間で定期的に情報交換を実施している。
- ・ 教授法や学生の学修状況については、非常勤講師を含む教員間で随時情報共有を行っている。さらに、複数の教員が共同で教えるチームティーチング方式を採用した科目を設置し、教育方針や目的、教育方法の確認を行う仕組みを整備している。

【保育学科】

- ・ 実習の指導体制を強化するため、実習の前後に巡回担当者による個別面談（事前・事後指導）を実施している。これにより、実習前の不安の軽減や目標の明確化、実習後の振り返りや自己課題の意識づけを行っている。事前・事後指導で得られた情報は、必要に応じて学科会議で共有し、学科全体で一貫した学生指導を行う体制を構築している。
- ・ 学修意欲の高い成績上位の学生への支援が十分ではなかったことを受け、令和6年度に「保育学特別演習」を開講する予定である。本演習では、成績上位者の満足度を高め、

学修意欲のさらなる向上を図るとともに、保育に関する専門的知識や技術の習得を目指す。

- ・授業アンケートを前期・後期の年 2 回実施しており、授業担当者は集計結果を基にティーチングポートフォリオ（教育業績書）を作成している。これにより、次回の授業開講に向けた改善を図り、個々の授業や教育方法の質の向上に努めている。

【専攻科保育専攻】

- ・科目の特性や開講時期、授業方法の自由度を考慮し、令和 6 年度から全科目の約半数をクォーター制科目として開講する計画である。クォーター制の導入に合わせて、学外授業の実施も視野に入れ、具体的かつ実践的な知識や技能の習得を促進する教育方法を検討していく方針である。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

- ・本学では、学生の「学びのループ」と教職員の「教学マネジメント改善ループ」を連動させることで、エンrollment・マネジメントを構築している。学生の「学びのループ」は、次のような PDCA サイクルで構成されている。①自己評価を行い、②現時点の能力を確認し、③夢や目標の実現に向けて必要な学びを特定、④学修ポートフォリオを基に教員と面談、⑤次の学修過程となる授業を選択、⑥授業を受講するというプロセスである。一方、教職員の「教学マネジメント改善ループ」は、三つのポリシーに基づいて教育目標や計画を策定し、授業を開講し、学生からの授業評価や公開授業での他者評価を受けて、シラバスチェック、教育業績書や業績報告書の作成、上長との面談を通じて改善を行う PDCA サイクルである。これら二つのループを連動させることで、学生一人ひとりの学びを支え、学修成果の可視化と改善に取り組むエンrollment・マネジメントを機能させている。
- ・学修成果の可視化に向けた測定の仕組みをエンrollment・マネジメントの構造内に組み込み、教育の改善・向上を図っている。自己点検・評価委員会や大学改革・IR 委員会は、教育目的・目標を達成するための教育課程や学生支援が十分に機能しているかを把握・確認している。平成 30 年度には、各学科・専攻課程・コース及び専攻科における教育目的・目標に基づく人材養成が地域や社会の要請に応えているかを定期的に点検するため、アセスメント・ポリシーを策定し、それに基づく点検活動を開始した。その結果、令和元年に三つのポリシーを改訂し、学位授与方針における人材養成の到達目標に対して 4 段階のルーブリックを策定した。また、平成 30 年度からは卒業生による学びの評価や、就職先による三つのポリシーに基づく外部評価を実施し、本学の人材養成が地域・社会の要請に応えているかを継続的に点検している。

資格等取得状況

<p>食物栄養コース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士：学生数 39 人中 37 人が取得（取得率 94.9%） ・栄養士実力認定試験：受験者 39 人中 A 判定（得点率 60%以上）12 人、B 判定（得点率 60%未満 40%以上）21 人、C 判定（得点率 40%未満）5 人
----------------	--

製菓コース	<ul style="list-style-type: none"> ・製菓衛生師：14人中8人受験（留学生6人は他業種を希望） 合格者 6人（受験生のうち 2人コロナ感染のため受験不可） 合格率 100%（日本人5人、留学生1人） ・ラッピングコーディネーター：合格者1人（受験1人） ・サービス接客検定2級：合格者3人（受験5人）
介護福祉コース	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士：28人中26人受験（2人は短大卒業のみ他業種就職） 日本人合格率94%（日本人16人中15人合格）、留学生合格率40% （10人中4人合格）
国際コミュニケーションコース	<ul style="list-style-type: none"> ・英語系検定（TOEIC） TOEIC 400～495点：20人、500～595点：16人 600～695点：9人 700点以上：8人 ・韓国語能力試験（TOPIK）：23人 6級（最高級）1人、5級3人、4級2人、3級3人、2級8人、1級6人 ・中国語検定試験（HSK）：24人 6級（最高級）0人（1人結果待ち）、5級1人（3人結果待ち）、 4級3人（4人結果待ち）、3級6人、1級6人 ・中国百科検定（初級）：8人 ・日本語能力試験（JLPT）：40人 N1：2人、N2：12人、N3：26人 ・実用日本語能力検定（J.Test）：B級：1人、準B級：1人 ・サービス接客検定試験：準1級1人、2級16人 ・ホテル実務技能認定試験（初級）：3人 ・医療事務合格者/受講者：3人
保育学科	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士：学生数77人中74人が取得（取得率96%） ・幼稚園教諭二種免許：学生数77人中74人が取得（取得率96%）
専攻科保育専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・学位・学士（教育学）：学生数5人中5人が取得（取得率100%） ・幼稚園教諭一種免許：学生数5人中5人が取得（取得率100%）

【地域共生学科】

- ・地域共生学科では、各コースでキャップストーン科目や外部試験、実習、卒業研究などを活用し、学修成果の把握と評価を実施している。また、小テストや確認テストを通じた授業内での随時評価や再試験前後の個別指導を行い、学びの定着を支援している。さらに、外部評価や自己評価を取り入れた指導で、学生の目標意識を高め、地域や社会の要請に応える人材育成に努めている。

【地域共生学科 食物栄養コース】

- ・入学前教育として、全入学予定者にコース教員が作成した問題集を配布し、学力確認を行っている。問題集の解説は入学前オリエンテーションで行い、基礎学力の向上と入学後の学修に対する不安軽減を図っている。各授業では、Google クラウドを利用したオンライン小テストや確認テストを実施し、学生の学修状況を随時把握している。
- ・定期試験後には単位修得状況を確認し、再試験の時間割は学生の負担軽減と十分な学修時間確保を考慮して作成している。再試験で不合格となった学生には、CAを中心とした個別指導を行い、再々試験までに必要な学修を支援している。
- ・キャップストーン科目「総合演習 A」では、2年間で学んだ知識や技術を活用して地域

活動を実施し、課題発見から解決までのプロセスを通じて学修成果を把握する。「総合演習 B」では、これまでの学びを基に不足する知識や技術を補い、「栄養士実力認定試験」の受験により外部評価を通じて学力を確認している。令和 5 年度の A 判定学生は 31%と例年を下回り、受験意識向上に向けた取り組みの強化が課題である。

【地域共生学科 製菓コース】

- 定期試験終了後には単位修得状況を確認し、再試験の時間割は受験者数や学生の負担を考慮して、十分な学修時間を確保できるよう調整している。再試験で不合格となった学生には、CA を中心に学修状況を確認し、再々試験までに適切な学修方法を個別指導している。
- 授業科目の評価に加え、セメスターごとに行う製菓実技試験や卒業記念行事「デザートブッフェ」のアンケート結果を通じて技術力を評価している。デザートブッフェでは、学生が製造したお菓子を保護者や教職員に提供し、味や色彩のバランスを考慮した企画力も問われる成果発表の場としている。
- キャップストーン科目「総合演習Ⅱ」では、専門教科で培った知識や技術を活かし、商品開発や工芸菓子の制作に取り組む。これにより、学生が自身の学修成果を実感するとともに学びを深めている。さらに、インターンシップ先での他者評価や長崎県製菓衛生師試験結果を通じて、学位プログラムレベルでの学修成果も把握している。

【地域共生学科 介護福祉コース】

- 日本人学生を対象とした入学前教育では、介護に関連する漢字や意味を調べ学修させることで、入学後の学修へのスムーズな移行を図っている。各授業では小テストを取り入れ、理解度を随時確認している。また、定期試験後は単位修得状況を確認し、不合格者には補習や個別指導を行った上で再試験や再々試験を実施するなど、学修支援体制を強化している。
- 授業科目の評価に加え、学外実習では自己評価・他者評価、実習記録物、事例研究発表会を通じて学修成果を評価している。「介護総合演習Ⅰ」及び「介護総合演習Ⅱ」では、実習前後の準備や振り返りを実施し、自己覚知を促し、知識や技術の不足を補う取り組みを行っている。
- 介護福祉士国家試験対策は 1 年次後期から週 1 回、2 年次後期からは週 3 回実施しているが、現時点では 100%の合格率には至っていない。今後は早期から国家試験を意識させ、100%合格を目指した更なる支援策の強化が求められる。

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- 日本人学生には、1 年次（入学時）と 2 年次に同一レベルの英語の外部テスト（ELPA）を実施し、学修成果を確認している。また、各言語での検定試験受験を推奨し、取得級を把握することで学修状況を評価する。不合格者には原因を分析し、次回の授業で再挑戦できるよう指導を行っている。
- 「卒業研究」では、2 年間の学びを振り返り学修成果を可視化することで、次の目標を設定し、キャリアプランにつなげている。また、「ディプロマサプリメント」を 2 年次の開始時期と卒業時の 2 回に分けて作成し、在学中の成長を客観的に証明している。さらに、三つのポリシーを在学中から意識できるよう、各 HR 教室に掲示している。

【保育学科】

- 入学者の学修意欲を高めるため、入学前課題を課している。具体的には、目標曲を設定したピアノの練習、自由に選んだ本を使った読み聞かせの練習、課題図書から選んだ書籍の感想文作成を実施している。年度始めのオリエンテーションでは、「保育学科の 2 年間の学び」をテーマに、目指すべき保育者像を明確に示し、保育者として必要な知識

や技能を説明するとともに、履修指導を通じて学修の動機づけを行っている。

- ・複数の本試験不合格科目がある学生に対しては、CAが面談指導や個別指導を行い、再試験合格に向けた支援を行っている。また、学修習慣が未形成の学生や資格免許取得が危ぶまれる学生については、保護者と連携しながら支援を実施している。学修状況は定期的に学科会議で報告され、学科全体で組織的な学修支援を展開している。さらに、CA制度を基盤とした相談・指導体制を整備し、定期的な面談指導や個別支援を実施している。学科会議では、学生の生活面、授業態度、学修意欲、進路志望なども報告され、学科全体で学生の相談支援に取り組んでいる。
- ・保育学科の卒業認定及び学位授与の方針に基づき、学修成果の修得状況を評価している。個人レベルでは、授業科目の評価をはじめ、学外実習での自己評価と他者評価、また「保育実践演習」の課題シートによる自己評価を用いている。学位プログラムレベルでは、学外実習などの外部評価を活用し、総合的な評価を実施している。

【専攻科保育専攻】

- ・入学受験者に対しては、学修全般、保育研究、保育実践に関する自己課題を質問し、学修意欲の向上を図っている。年度始めのオリエンテーションでは、「専攻科保育専攻のディプロマ・ポリシー」を解説しながら、目指すべき保育者像及び学士像を明確に示し、学修の動機づけを行っている。また、年間スケジュールや履修方法についても確認し、学修計画を明確にしている。
- ・各授業では学生の意見聴取を取り入れ、授業内容の理解度を確認している。定期試験については、今年度も再試験受験者はおらず、一定の学修成果が確認されている。
- ・本年度の修了生は全体的に良好な学修姿勢を維持しており、GPAは2人とも3以上であった。全員が一定の学修成果を上げ、学位及び幼稚園教諭一種免許状を取得した。修了研究については、昨年に引き続き3人の教員が指導にあたり、研究発表会での成果披露はインターンシップ園に対して後日オンデマンド配信で報告を行った。今年度も学修の総まとめ科目として、一定の水準を維持することができた。

② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

- ・各学期に学生による授業アンケートを実施しており、集計結果は自由記述欄を含めてアクティブポータルを通じて担当教員が閲覧可能である。授業担当者は、この評価結果を基に、次回開講に向けた授業改善のためのティーチングポートフォリオ（教育業績書）を作成し、授業内容や教育方法の改善に取り組んでいる。
- ・授業のピアレビューを前期・後期の年2回実施しており、授業内容や方法に関する改善点をピアレビューシートに記載して教員間で共有している。このプロセスを通じて、教員は自らの授業や教育方法をさらに改善している。さらに、授業アンケートと同時に「ためになった授業」についても学生に調査を行い、その結果を反映して「ベストティーチャー賞」として教員を顕彰している。この取り組みにより、教育評価を一層充実させている。
- ・全教員が毎年度、業績報告書を作成して授業、学生支援、研究、地域連携活動について振り返りを行っている。この報告書を基に上長との面談を実施し、諸活動の向上に努めている。

【基準4の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・本学では、自己点検・評価委員会及び大学改革・IR委員会で教育目的・目標を達成するための教育課程・学生支援が十分機能しているか把握し確認している。
- ・全ての授業科目にはディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標が設定され、目標達成の

ために授業計画（シラバス）に沿って、授業を展開している。各授業科目は、カリキュラム・ポリシーに基づいて配置している。また、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックス及びカリキュラム・フローチャートを作成し、ディプロマ・ポリシーの到達目標である学修成果の可視化を図っている。

- ディプロマ・ポリシーの周知については大学案内、学生募集要項、ホームページ、学生便覧等で行っているだけでなく、ディプロマ・ポリシー到達度調査に回答することによって、学生の学修状況がディプロマ・ポリシーのレベルに達しているかについて自己採点する機会となっている。
- 学生の「学びのループ」と教職員の「教学マネジメント改善ループ」を連動させることによってエンrollment・マネジメントを構築し、構造内に学修成果の可視化に向けた測定のしくみを配置し、改善・向上に取り組んでいる。
- 学生の学修状況や資格取得状況、就職状況、在学生に対する各種アンケートや卒業生からの学びの評価、就職先による三つのポリシー外部評価等多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価し、教学改善に活用している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 授業アンケートやピアレビューの結果について、各教員がそれぞれ検討を行っているが、全学的な教学改善に至っていない現状がある。全学的な結果の検討や各学科コースのカリキュラムの検討等に活用し、教学改善につなげる必要がある。
- 各種アンケート調査における回収率のばらつきがあり、結果の活用に至らない場合がある。回収率の向上に向けた取り組みの必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

- 授業アンケートやピアレビューの結果については教務委員会や大学改革 IR 委員会等で取りまとめ、全学的な教学改善のための検討を行う予定である。
- アンケート回収率のための取り組みとして①アンケート実施期間を延ばすなどの期間の検討②学生に対する声かけ方法の検討③アンケートの種類や回数を調整することによる学生の負担軽減について検討する予定である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

② 権限の適切な分散と責任の明確化

③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- 学校法人九州文化学園組織規則第 7 条及び本学学則第 2 条において、学長は理事長の命を受け大学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督・統督し、短期大学を代表すると定めている。
- 教学体制の確立を目的として、長崎短期大学学則第 3 条及び第 4 条に基づき、学長の諮問機関として運営会議及び教授会を設置している。
- 運営会議は学長、副学長、教学部長、学科長、専攻科長、事務局長、専門的な教学支援スタッフ等で構成され、原則として月に 1 回、学長が招集している。本会議では以下の

事項について審議を行っている。

- (1) 学則その他諸規程、諸規則の制定、改廃に関する事項
 - (2) 本学の組織、運営の基本方針に関する事項
 - (3) 全学的な教育目標、計画の策定に関する事項
 - (4) 本学の予算に関する事項
 - (5) 教員の人事に関する事項
 - (6) その他、学長が必要と認める事項
- ・学長は、学則第4条及び長崎短期大学教授会規程第3条に基づき教授会を招集し、以下の事項について運営会議での審議を経た上で教授会の議決を要すると判断した事項について審議を行っている。
 - (1) 学則その他諸規程、諸規則等の制定、改廃に関する事項
 - (2) 学生の入学、卒業及び学位に関する事項
 - (3) 学生の身分に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 学長が諮問する事項
 - (6) その他教育・研究上必要と認められる事項
 - ・教授会の審議結果を受け、学長は本学の運営を円滑に進め、教育研究機能を最大限に発揮できるよう教学運営の最高責任者として最終的な判断を下している。この過程において、教授会の意見を参考にしつつ、運営全般にわたり強力なリーダーシップを発揮している。
 - ・学長は年度初めに本学の運営方針を示し、各部門はその方針に基づいて取り組みを実行している。年度末の「納めの会」において、各部門は成果及び次年度に向けた課題を学長に報告している。また、毎週実施される教職員朝会では、学長の方針や本学の状況が共有され、教職員間の意識統一が図られている。
 - ・副学長は学長を補佐し、その命を受けて校務を担当している。また、教学部長は教学部門を統括し、教授会の議長を務めている。

② 権限の適切な分散と責任の明確化

- ・教授会規程第11条に基づき、議長が審議事項について必要と認めるときは、委員会を設けることができると定めている。学長または教授会の下で本学の運営を効率化し、円滑な教育活動を推進することを目的に、長崎短期大学各種委員会規程に基づき、適切に委員会等を運営している。常設委員会として15の委員会を設置しており、それぞれの委員会は専任の教職員で構成され、その役割を果たすために活動している。また、各委員会は必要に応じて議事内容を学長及び教授会に報告しなければならないとしている。

常設委員会名	所掌事項
1. 教務委員会	授業時間割の編成、非常勤講師、シラバス作成、授業評価の実施、学業成績、単位互換、既修得単位ほか
2. 図書委員会	図書館運営の基本方針、図書館と教育・研究活動の連携、学術情報、図書館ホームページほか
3. 学生委員会	学生相談、学生の課外活動・健康・就職支援ほか
4. 入試・募集・広報委員会	入学試験の基本方針・評価、入学者選抜方法の改善、学生募集、広報用印刷物、オープンキャンパス、高大連携ほか

5. 大学改革・IR委員会	FD・SD・IR、研究紀要の編集・刊行ほか
6. 国際交流委員会	学術の国際交流の実施、海外の大学との交流協定の締結・更新、留学プログラムの企画運営、学生・教職員の異文化理解推進ほか
7. 研究費不正使用防止委員会	具体的な研究費不正使用防止計画の策定及び実施、不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施、適切なチェック体制の構築及び学内ルールの統一についての提言ほか
8. 研究倫理委員会	研究倫理の調査・検討・審査
9. 地域連携・プラットフォーム事業委員会	地域との連携協定・連携活動推進・交流行事、公開講座、教職員の地域活動推進、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業の連絡調整・進捗管理ほか
10. 自己点検・評価委員会	自己点検・評価及び評価書作成、第三者機関による評価、
11. 研究ブランディング事業委員会	研究ブランディング事業の推進、研究ブランディング事業に係る学内研究費の運用及び適正使用・外部資金獲得・研究支援体制の整備・地域等との連携ほか
12. 情報セキュリティ委員会	情報資産に対する重大な脅威への警戒・監視、情報セキュリティに関わる事件・事故の調査・分析及び再発防止策の立案
13. 防火・防災委員会	防火・防災に係る対策・訓練・設備の維持管理、防火・防災意識の普及・向上
14. 利益相反マネジメント委員会	利益相反マネジメントの調査・推進、利益相反の審査及び勧告、外部への説明責任ほか
15. ハラスメント対策委員会	ハラスメントの防止及び排除に係る企画・立案・研修・啓発、ハラスメントの事実関係に係る調査・相談、ハラスメントに係る情報収集、ガイドライン・マニュアル等の作成・配布ほか

- ・学科長及び専攻科長は、各学科・専攻科を代表し、その運営を総括している。コースを設置する学科においては、学科長の下にコース長を置くことができる。
- ・各学科等の円滑な運営を図るために、学科等に学科会議、コース会議及び専攻科会議（以下「学科等会議」という。）を設置している。
- ・各学科等の円滑な運営を図るため、学科等には学科会議、コース会議、専攻科会議（以下「学科等会議」という）を設置している。学科等会議は、当該学科等の教育及び研究水準の向上、円滑な運営、並びに学生支援体制の維持と強化を目的とし、以下の事項を審議する。これらの審議・決定事項については、必要に応じて運営会議または教授会上程・報告するものとしている。

- (1) 教育課程（基礎教育・専門教育）の編成及び教員の配置に関する事項
 - (2) 教育課程（基礎教育・専門教育）の点検評価及びFD（ファカルティ・ディベロップメント）に関する事項
 - (3) 学生の履修、生活指導、進路、就職指導及び保健指導に関する事項
 - (4) 長崎短期大学外国人留学生授業料等減免制度に関する規程第6条に関する事項
 - (5) その他、当該学科等が必要と認める事項
- ・学科・専攻科、コースの各部門と各種委員会における協議を重ねることにより、学内の意思決定は組織的に行われ、適切に機能している。

③ 職員の配置と役割の明確化

- ・学校法人九州文化学園組織規則第15条及び長崎短期大学事務組織及び事務分掌規程により、短期大学事務局長は学長及び法人事務局長の命を受けて事務を統轄し、所属職員を指揮監督すると定められており、その権限と責任が明確に規定されている。
- ・長崎短期大学事務組織及び事務分掌規程により、研究活動については総務・会計課が、教育活動については学生支援課が管理運営を担っている。
- ・事務職員の採用及び昇任については、学校法人九州文化学園職員人事規則に基づき適切に運用している。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- ・教員組織については、学科等の目的及び短期大学設置基準及び各種養成施設（学校）指定基準を満たす教員を適切に配置している。
- ・本学の教員採用は、長崎短期大学教員選考規程及び学校法人九州文化学園就業規則に基づき書類審査及び面接を経て運営会議で候補者を選考し、学長が理事長に上申して採用を行っている。
- ・昇任については、長崎短期大学ベストティーチャー賞に関する規程に基づくベストティーチャー賞の受賞や教員評価結果を考慮し、学科長等からの推薦を基に、人格、学歴、職歴、健康及び教育研究上の業績等を総合的に勘案したうえで運営会議において審議し、学長が授与している。
- ・教員の配置については、資格や業績に応じて適切に行っている。教員資格については、学位や研究業績に加え、養成施設の規定科目担当教員としての資格要件を十分に確認し、これを満たす教員を配置している。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実

- ・本学のFDは、短期大学設置基準第22条の2の2及び長崎短期大学FD・SD実施に関す

る内規に基づき、学科、コース、専攻科の教育内容等の改善を目的とした組織的な研修及び研究活動として位置付けられ、教育力の向上を目指している。

- FD は、大学改革・IR 委員会が学科及び各種委員会が主催する FD 研修を集約し、教職員の要望を反映させた実施計画を策定している。終了後はアンケートを実施し、効果的な研修となるよう検証を行っている。令和 5 年度には全教職員を対象に、学内で 8 件の FD 研修会を開催した。
- FD の開催通知は対象者にメールで送信するとともに、教職員朝会でのアナウンスなどを通じて周知を図っている。また、教授会の後に開催するなど、参加率の向上に努め、高い参加率を維持している。

回数	日付	テーマ	参加率
1	令和 5 年 4 月 1 日	地域から選ばれ・愛され・信頼される長崎短期大学を目指して（学長方針）	100%
2	令和 5 年 8 月 8 日	ディプロマサプリメントについて ～ディプロマサプリの DP 到達度とルーブリックの自己評価～	91%
3	令和 5 年 8 月 25 日 ～9 月 22 日	コンプライアンス研修 （研究費の不正について）	100%
4	令和 5 年 9 月 1 日 ～9 月 22 日	科研費申請の最新動向 ～採択を掴むためのポイント解説～	100%
5	令和 5 年 8 月 26 日 ～9 月 22 日	研究倫理研修	97%
6	令和 6 年 2 月 22 日	傾斜配分研究報告 1	44%
7	令和 6 年 3 月 12 日	傾斜配分研究報告 2	72%
8	令和 6 年 3 月 12 日	Google Classroom の機能紹介 ～採点機能の有効活用～	72%

- 教学改革に関する事項については教務委員会と大学改革・IR 委員会で協議・検討を行い、教授方法の改善に取り組んでいる。全学共通の具体的取り組みとして、授業アンケートをクォーター終了後に年 4 回実施し、授業担当者は集計した評価結果を受け、次の開講に向けて授業改善に資するティーチングポートフォリオ(教育業績書)を作成し、個々の授業・教育方法の改善に繋げている。
- 授業のピアレビューは前期及び後期の年 2 回実施しており、授業内容や方法に関する改善点について、ピアレビューシートを通じて公開し、授業及び教育方法の改善を進めている。令和 5 年度の実績として、前期開講科目 9 科目に対し 16 人が参加、後期開講科目 19 科目に対し 28 人が参加した。

② SD をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- 本学の SD は、短期大学設置基準第 22 条の 2 及び長崎短期大学 FD・SD 実施に関する内規に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修として位置付けら

れている。

- SD も FD と同様に、大学改革・IR 委員会が学科及び各種委員会等が主催する SD を集約し、教職員の要望を反映させた実施計画を作成している。終了後はアンケートを実施し、効果的な研修となるよう検証を行っている。
- オンライン、オンデマンドで受講できる SD 研修が増加したため、開催情報は極力全教職員に周知し参加を促している。九州地区私立短期大学協会の研修会への参加や短期大学コンソーシアム九州の加盟校として他の短期大学と連携し、SD 研修会を開催する等、その成果を職務に活かし、教育研究活動等の支援に繋げている。令和 5 年度は学内で 5 件（うち 1 件は西九州大学短期大学部と合同開催）、学外研修 1 件に参加し見識を深めるとともに、短期大学運営に関わる資質・能力向上に取り組んでいる。

回数	日付	テーマ	参加率
1	令和 5 年 4 月 26 日 ～5 月 25 日	ハラスメント防止研修（動画視聴）	73%
2	令和 5 年 8 月 7 日	AED の正しい使い方について	23%
3	令和 5 年 9 月 12 日	九州地区私立短期大学協会 教職員研修会	10%
4	令和 5 年 9 月 26 日	産業医講話① 体の中の SDGs	80%
5	令和 6 年 2 月 7 日	私立大学における障がい学生支援の体制整備 （合同開催） －長崎国際大学の支援体制について－	78%
6	令和 6 年 2 月 13 日	産業医講話② 老後のためにコツコツ貯筋を！	77%
7	令和 6 年 3 月 12 日	財務状況について	94%

- 新任の教職員に対しては、毎年度新入教職員研修を実施し、建学の精神、短期大学の運営方針、入試募集活動、事務局業務、教学関係などについて説明を行うことで、入職後の不安を解消し、スムーズに教育・研究に取り組める体制を整えている。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- 基幹教員には研究を行うための研究室を配置し、机や書棚、学内 LAN に接続されたインターネット環境を整備している。一部の共有研究室には仕切り等を設け、個別の作業ス

ペースを確保している。共有研究室は教員間のコミュニケーションが取りやすいという利点があり、新任教員の指導環境を円滑にする場にもなっている。

② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・研究倫理を遵守する取り組みとして、長崎短期大学研究倫理指針及び研究倫理委員会規程を定めている。研究倫理委員会は、研究が倫理的、法的、社会的観点から適正に遂行されているかを確認し、倫理調査・検討及び審査を行っている。また、研究費不正使用防止委員会は、研究費不正使用防止計画の策定・実施、不正発生要因に対応する改善策の策定・実施、適切なチェック体制の構築及び学内ルールの一貫について提言を行っている。令和5年度にはコンプライアンス研修（参加率100%）、研究倫理研修（参加率97%）を実施した。
- ・本学が整備している研究倫理に関する規程等は次のとおりである。
 - (1) 研究費不正使用防止委員会規程
概要：委員会の目的、組織、業務等について規定
 - (2) 研究倫理委員会規程
概要：趣旨、任務、構成員等について規定
 - (3) 研究倫理指針資料
概要：研究者の行動・態度の倫理的基準を定めたもの
 - (4) 公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針資料
概要：研究費の不正使用を未然に防止するため、その責任体制や適正な運営・管理の環境整備などを定めたもの
 - (5) 納品検収の取扱内規資料
概要：納品検収に対する事務処理体制を定めたもの
 - (6) 科研費等の事務処理に係る分掌要項
概要：科研費の不正防止のため、権限と責任を明確にすることで適正な執行管理を行うもの
 - (7) 公的研究費等に関する不正防止計画
概要：不正を発生させる要因とその要因に対応する防止計画を定めたもの
 - (8) 公的研究活動の不正の調査等に関する規程
概要：公的研究活動の不正の調査等に関することを定めたもの
 - (9) 公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程
概要：公的研究費の不正使用に係る調査等に関する事項を定めたもの
 - (10) 換金性の高い物品等の管理内規
概要：公的研究費により購入した換金性の高い物品等の管理を行うもの
 - (11) 公的研究費に関する内部監査内規
概要：公的研究費の執行状況を適切に評価する
 - (12) 研究データの取扱い等に関する内規
概要：研究データの保存及び開示について定めたもの
 - (13) 研究者等の行動規範に関する規程
概要：研究倫理指針等に基づき研究者が依拠する行動規範を定めたもの

③ 研究活動への資源の配分

- ・教員は、専門分野に関連する専門知識や技術についての情報収集、法改正の動向把握を目的として、所属学会や養成施設の連絡協議会、研修会に参加し、自己研鑽を重ねるとともに人脈形成に努めている。また、研究紀要に見られるように、「教育活動の実践例」としての研究活動が活発に行われている。
- ・教員には研究費で、学外での調査、学会発表、学会出席等が可能であり、大学は教員の研究や研修等のための時間も確保している。

- ・研究費は基礎費と傾斜配分費に分類される。基礎費は職位に応じて支給され、研究費の年間予算から基礎費総額を差し引いた金額を学長裁量の傾斜配分費としている。傾斜配分費は主に学科等内の共同研究やイベント等への支出、または個人研究費の補完として利用される。なお、傾斜配分費は運営会議及び教授会の議を経て査定され、支給金額が決定される。
- ・外部資金獲得ため、学内に公募情報を周知するとともに、科学研究費補助金の申請方法に関する研修を開催する等、支援を実施している。令和5年度は科研費7件申請（すべて不採択）、若手・女性研究者奨励金1件申請（採択）した。

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・学長は年度初めに本学の運営方針を提示し、各部門がその方針に基づく取組みを実施する。年度末には、各部門が成果及び次年度の課題を学長に報告する仕組みを通じ、学長のリーダーシップのもとで取組みの実施と点検を行うマネジメントサイクルを構築している。さらに、毎週の教職員朝会による学長方針や本学の状況の共有により、教職員間の意識統一が図られている。
- ・本学では、教育・研究水準の向上、円滑な運営、学生支援体制の強化を目的として、15の常設委員会と学科等会議を設置している。学科・専攻科、コースの各部門と各種委員会が協議を重ねることで、組織的かつ適切な意思決定が行われている。
- ・新任教職員に対しては、毎年度新任教職員研修を実施し、円滑に教育・研究活動を開始できる体制を整えている。また、FD・SDを組織的・計画的に実施し、参加率の向上に努めている。特に学内で開催されたFD研究会は高い参加率を記録している。
- ・研究活動が適切に行われるよう、倫理に関する規定を定め、これを適切に運用している。さらに、外部資金獲得の支援も行い、採択率は低いものの一定の成果を挙げている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・一部委員会規定の内容と現状に齟齬があるため、現状の是正または規定の改訂が必要である。
- ・教員の採用に関して規定と現状に齟齬があるため、現状の是正または規定の改訂が必要である。
- ・外部資金の応募数が少なく、採択率も低い状況である。外部資金獲得のための取組みが求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・一部規定が適正に運用されていない、または現状に合わない内容となっている点については、早急に改善を検討する。
- ・外部資金獲得のための取組みを継続し、外部資金の応募率及び採択率の向上に向けた具体的方策を検討する。

基準6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 経営の規律と誠実性の維持

- ・組織倫理に関しては、学校法人九州文化学園は「学校法人九州文化学園 寄附行為」の第3条で、「この法人は、教育基本法・学校教育法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、九州文化学園創設の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。」と定めており、第6条で理事の選任、第7条で監事の選任、第11条で理事長の職務、第15条で監事の職務、第16条で理事会、第19条で評議員会を定め、理事の職務内容を明確にするなど、理事会及び評議員会は私立学校法及び「学校法人九州文化学園 理事会規則」に則り、適切な運営を行っている。また「学校法人九州文化学園 就業規則」第3条に基づき、教職員は学園の建学の精神及び教育方針を理解するとともに、その公共的使命を認識し、この規則及び諸規定を遵守し、自己の職責を全うすることを定めている。更に「学校法人九州文化学園 行動規範」により組織や役員・教職員が守らなければならない倫理的な判断基準・行動規範をより明確にして周知し、組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行い経営の規律性と誠実性の維持に努めている。
- ・学校教育法施行規則第172条の2の規定により、教育研究活動に係る情報公開を適切に行っている。現在ホームページで情報公開を行っている項目は次の通りである。①大学等における修学の支援（高等教育無償化）に関する機関要件確認のための情報②教育研究上の基礎的な情報③修学上の情報等④財務情報⑤教職課程に関する情報⑥研究活動における不正防止に関する情報⑦IR情報⑧IR活動⑨自己点検評価⑩ガバナンス・コード
- ・「学校法人九州文化学園 就業規則」第4条において、教職員の採用、異動、休職、復職、退職及び解雇に関する人事は、理事長が行うことを明記しており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

② 環境保全、人権、安全への配慮

- ・個人情報について、学校法人全体は「学校法人九州文化学園 個人情報の保護に関する規則」を定めている。
- ・公益通報について、学校法人全体としては「学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則」を定めている。
- ・情報セキュリティについては、建学の精神に則り、健全な教育、研究活動を実践し、社会的責務を果たすため、情報基盤の整備に加え、学園の情報資産のセキュリティ確保が不可欠である。そのため、「学校法人九州文化学園 情報セキュリティポリシー」規定し、学園全体の情報セキュリティ意識の向上に努め、その根拠を明確にし、学園の全構成員が情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組んでいる。また「高い知性と豊かな教養」「優れた特性と品格」「たくましい意識と健康な身体」が備わった人材を育成する教育機関として、日々の教育や学修に関するデータを安全な方法で取得・保持・分析し、客観的データに基づく教育改善や学生等の学修支援を図るとともに、データ活用から得られた知見を公開し、市民の福利に貢献するため、学校法人教育・学習データ利活用ポリシーを定めている。8つの原則を定め、個人情報保護法などの関係法令を遵守しプライバシーを尊重するとともに、教育・学修データを個人情報として取り扱い、その権利者の意向を最大限配慮して運用することとしている。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・使命・目的の達成に向けた意思決定実現のため、法人の最高意思決定機関である理事会と、諮問機関である評議員会において、経営面における審議・諮問が適切に行われている。
- ・理事会の運営については「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 16 条でこの法人に理事をもって組織する理事会を置くことを定め、「学校法人九州文化学園 理事会規則」第 8 条において審議・決定事項を定めて開催している。事業計画及び予算・決算の承認、学則をはじめとした諸規則の審議・決定を適正に行っており、また学長、副学長、学科長、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。
- ・理事会は法人経営における意思決定の最高機関として「学校法人九州文化学園 理事会規則」に則り開催され、令和 4(2022)年度において理事会は 5 回開催されており、理事の実質出席率は 96.9%（委任状を含む出席率は 100%）となっている。令和 5(2023)年度は 6 回開催しており、理事の実質出席率は 95.8%（委任状を含む出席率は 100%）である。またやむを得ず委任状出席の理事については委任状による議案の賛否、意見の確認を確実にを行うなど欠席時の委任状の取扱いは適切に行っている。
- ・理事の選任については、「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号において長崎国際大学学長を職指定理事と定め、2 号理事は評議員のうちから評議員会において選任した者、3 号理事である学識経験者は高い見識と豊富な経営経験を持つ者から選任し、外部からの幅広い意見を取入れながら、中期計画に沿った事業計画の確実な執行等、理事会の運営は適切に行っている。また、「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 3 章に則り、役員、理事会及び理事の職務内容を明確に定めている。

② 使命・目的の達成への継続的努力

- ・使命・目的の実現のため、理事会、評議員会、各部門との連絡を密に行い、組織の相互理解を高めている。理事会は適切に機能しているが、使命・目的の達成に向けて社会的な変化への対応に対する機動的な運営を行うのに必要な速やかな意思決定のため担当理事の役割を果たしている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 法人の意思決定の円滑化

- ・意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行うため、「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 11 条により、理事長は、この法人を代表し、その業務を総理すること、また同第 16 条第 7 項において、理事会に議長を置き、理事長をもって充てること、さらに、同第 21 条において、理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことを明記している。理事長は、評議員会を招集し、予算や借入金、事業計画及び「学校法人九州文化学園 寄附行為」の変更等について、評議員会に

議案を提出し意見を聴く。また、評議員会に対し決算報告をして意見を求めるほか、学校法人としての意思決定がより機動的に行えるようにしている。

② 評議員会と監事のチェック機能

- ・評議員の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行為」第23条により適切に運用している。評議員は19人で構成されている。
- ・評議員会の運営については、令和5(2023)年度においては、評議員会は4回開催され、評議員の実質出席率は90.5%となっており、適切な助言を行うなど、理事会に対するチェック機能を果たしている。
- ・監事の選任に関しては、「学校法人九州文化学園 寄附行為」第7条において理事会で選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任することを規定し、3人の監事を選定し、適切に運用している。
- ・監事の職務について、令和5(2023)年度の理事会出席率は100%(6回開催)、評議員会出席率は100%(4回開催)であった。監事は非常勤で、業務としては、監査計画表を策定し、計画に沿って業務等(教学監査含む)の監査を行うとともに、理事会・評議員会に出席して業務又は財産の状況について意見を述べている。また、監査法人による会計監査に同席している。さらに、監事による職員への業務状況のヒアリングを実施し、業務上の課題を抽出している。
- ・さらに本法人は、令和3(2021)年6月、理事長直轄の内部監査室を設置している。内部監査の監査担当者は、本法人が設置する部門(学校・本部)の事務(局)長が一時的に兼務し、他部門(被監査部門)を監査する相互監査の形態を採っている。被監査部門は、本法人の全部門を対象に選定され、年2回の定期監査を実施し、大学等の公的研究費に関して実施するモニタリングとも連携している。監事、公認会計士とは、それぞれが、監査活動を通じて認識した、法人全体に係るリスクあるいは課題について、情報を共有し監査機能の充実を図っている。

6-4. 財務基盤と収支

① 財務基盤の確立

② 収支バランスの確保

③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4の自己判定

基準項目6-4を満たしている。

(2) 6-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

① 財務基盤の確立

- ・資金に関して、翌年度繰越支払資金は、令和5(2023)年度は9億2千万円であり、年度中の約定返済額は、2億7千万円であった。また令和6年(2024)年度中の約定返済額は、5億円となっている。約定返済の履行は、確実に実施しており、令和7年度をピークとして以後は、返済額が大きく減少していくことから、更に財務基盤が確立されていくこととなる。
- ・資産運用については、「学校法人九州文化学園 資金運用規則」に則り、安全性と流動性を重視した運用に努めている。資産運用状況については年度当初の理事会に報告することを義務付けている。

② 収支バランスの確保

- ・収入と支出のバランスについて、本法人は中期計画や各年度の事業計画目標に基づく予算執行に努めてきたが、令和5(2023)年度は、法人全体で基本金組入前当年度収支差額が△2億4千万円、事業活動収支差額比△4.0%、経常収支差額比率△4.2%という状況

であった。

③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

- ・令和2(2020)年12月4日(修正:令和6年3月28日)開催の理事会において承認された学校法人九州文化学園中期計画(令和3年度~令和7年度5か年)に基づき財務上の数値目標を設定して、適切な財務運営を行っている。
- ・令和5(2023)年度法人全体の基本金組入前当年度収支差額は△2億4千万円となり、学校法人九州文化学園中期計画の数値目標(修正後)を達成している。
- ・本法人は学校法人九州文化学園中期計画を達成するために各部門の事務局長による会議を毎月開催し、各部門の財務計画の月次予実管理を徹底することで法人全体の中期計画における財務上の数値目標達成を図るなど適切な財務運営を行っている。

6-5. 会計

① 会計処理の適正な実施

② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5の自己判定

基準項目6-5を満たしている。

(2) 6-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

① 会計処理の適正な実施

- ・本法人の予算策定においては、学校法人九州文化学園経理規則第5章及び学校法人九州文化学園予算規定第2章の規定に基づき、まず理事長による予算編成方針と、法人事務局長による予算編成要領が各部門に示されて編成される。
- ・法人事務局では法人全体の事業計画及び予算案を勘案し優先度を勘案して予算書の具体案を決定する。
- ・予算執行においては、学校法人会計基準、「学校法人九州文化学園 経理規則」「学校法人九州文化学園 予算規定」「学校法人九州文化学園 予算執行事務取扱要領」等の関係規則に基づく会計処理を適正に行っている。
- ・法人事務局財務課が主催する原則月1回開催される会計担当者会議において、会計事務の効率化や適切な事務処理の統一化を図っている。
- ・予算と著しくかい離がある決算額の科目については、その原因を分析し、補正予算を編成している。補正予算は評議員会で審議し、理事会で議決している。

② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・会計監査などを行う体制については、本法人は公認会計士による会計監査及び監事による業務監査(教学監査を含む)と会計監査を受けている。公認会計士による会計監査は、令和5(2023)年度は延べ900時間行われ、会計帳簿類及び決算書類等による監査を厳正に行っている。一方、監事による監査は会計帳簿書類を閲覧・照合による財産状況を監査する会計監査と各部門における事業計画の進捗状況や職員面接実施による業務執行上の課題抽出による業務監査(教学監査を含む)を実施している。監査結果については、監事が原則として年4回開催される理事会及び評議員会に出席して報告を行っている。
- ・監事は公認会計士との意見交換や事務局長会による内部監査との連携を行っており、実効性ある三様監査及び会計監査体制の整備により、会計監査を厳格に実施している。また、監査人の選出については、令和7年度より評議委員会に上程し、決定することとしている。

【基準6の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・理事会及び評議員会は私立学校法並びに「学校法人九州文化学園寄附行為」「学校法人九州文化学園理事会規則」に則り、適切に運営している。教職員は九州文化学園就業規則及び長崎国際大学就業規則において学園の建学の精神及び教育方針を理解するとともに「学校法人九州文化学園行動規範」に基づき、適切な運営を行い経営の規律性と誠実性の維持に努めている。
- ・理事会・評議員会は「学校法人九州文化学園寄附行為」「学校法人九州文化学園理事会規則」に則り、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。また、理事・監事及び評議員の選任等、並びに事業計画の進捗管理についても、検証報告を受けている。
- ・学校法人九州文化学園中期計画(令和3年度から令和7年度5か年)に基づいて、年次の事業計画及び予算書を作成し、適切に執行している。今次中期計画において、目標数値に乖離が発生したため、令和5年度第4回評議員会(令和6年3月28日開催)及び令和5年度第6回理事会(令和6年3月28日開催)において中期計画の改正の審議を行い、適切な目標数値に変更した。令和6(2024)年度には収支均衡状態を確保し、令和7(2025)年度も同じ状態を維持する計画として適切な執行に努めている。
- ・学校法人会計基準等に基づき会計処理を適正に実施しており、全教職員に対し予算執行のための勘定科目基準書を明示し、会計事務処理の向上を図っている。
- ・予算執行については、各部門の経理責任者が集まる事務局長会及び各部門の会計担当者による会議で毎月の分析を行い、適切な予実管理に努めている。
- ・上記の理由により基準6の自己評価については各項目を満たしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・特記事項なし

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・特記事項なし